

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付時における暗証番号の設定方法の見直し

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

交付時来庁方式において、カード交付申請時にあわせて暗証番号を設定依頼する手続きを追加するなどして、マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、市町村における事前の設定を可能とすること。

また、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び公的個人認証サービス事務処理要領等に定める暗証番号の設定手続きに関して、統合端末の操作が困難な利用者に対しては市区町村職員が代行して統合端末の操作を行うことが可能である旨明文化すること。

具体的な支障事例

現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に交付申請者またはその法定代理人が設定することになっているが、統合端末での操作が必須となり、操作困難による窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。現状、上記のような支障が月に 6,000 件程度あり、職員の対応が月に 1,000 時間程度必要になっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請時来庁方式と同様、カードの交付前設定時に市区町村職員が事前に暗証番号を設定して、手交する運用となれば、住民はもとより、市区町村窓口職員の負担軽減（窓口時間の大幅短縮）につながると考えられる。求める措置の実現により、交付時間が1件あたり5分程度短縮され、一月当たりの交付枚数が 1,500 枚程度増加すると見込まれる。

※1,500 枚の根拠…@5分×6,000 件=30,000 分(削減時間)…①

カード交付にかかる時間(全体)…約 20 分…②

①÷②=1,500 枚(新たに交付可能)

※例えば、家族4人(両親、子供2人等)でカード交付に来庁した場合、家族一人ずつ統合端末を使って対応することになるが、1人が暗証番号を設定している時間、残りの3人は何もしないで待つ時間が発生するため、本人確認後にすぐカード手交の流れにすれば住民の待ち時間を大きく改善できる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第 33 条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条第2項、第 42 条第2項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領、公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、郡山市、つくば市、東海村、桐生市、横浜市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、田原市、枚方市、山陽小野田市、吉野川市、高知県、大牟田市、志免町、大村市、宮崎県、延岡市、鹿児島市

○高齢者等が暗証番号を登録する際に同様の事象が見られる。また交付時来庁方式は交付対象者1名に対し機器1台を占有する交付方法であるため対面することのメリットはあるが対応時間により1日の交付枚数は必然的に決まる。しかし今後現在の資産（機器、人員等）でより多くの交付を期待する場合は今回の提案が有効と考える。事務処理方法を要検討した上で取り入れることが必要と考える。

○マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に交付申請者が、統合端末での操作が必須であり、暗証番号の文字数・機器の操作説明、コロナ感染予防で交付終了後の機器の消毒作業があり、住民の待ち時間や職員の対応時間を増加させている。

○本市においても、カード交付時の暗証番号設定に係る時間短縮が課題と考えており、あらかじめ暗証番号がJ-LISで初期設定されているものをお渡しし、市民が自宅等から再設定できるような制度をご検討いただきたい。

○高齢者や子供連れ家族の交付の際は、操作の手間取りや1つの窓口で複数人のカード交付を行うことなどにより、窓口での交付作業が非効率になる場合が多く、特に家族連れが多く来庁する休日開庁の際は、窓口が混雑する状況もあることから、窓口滞留時間短縮のため、提案の手続き追加が必要と考える。

なお、実現にあたっては、暗証番号をJ-LISで事前設定するなど、市町村の事務負担を軽減する方策も併せてご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードの暗証番号は、カードの所持と併せて確実な本人確認を行うための重要な要素であることから、交付時来庁方式におけるカード交付申請時に暗証番号を届け出ることについては、暗証番号の意義を損ねることとなるため、適当ではない。

また、カードの暗証番号の設定については、原則として交付申請者又はその法定代理人が自ら行うこととされているが、昨年12月に個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日総行中第137号総務省自治行政局長通知）を改正し、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えないことを示しているところ。

電子証明書に係る暗証番号の設定は、個人番号カードにかかる暗証番号の設定と同様、申請者にタッチパネルを操作させることとしているが、例えば、暗証番号の変更であれば、公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日総行自自治行政局長通知）に「暗証番号変更が困難な利用者に対してはタッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行する。」と規定しているところであり、電子証明書の発行時の暗証番号の設定においても同様の運用を認めることは差し支えないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付時来庁方式において、仮に事前に暗証番号を設定したとしてもカード交付時には、交付通知書及び官公署が発行した身分証明書等（原本）で本人確認を行うとともに、顔認証システムにより個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を画一的に確認（類似度を数値で画面表示）し、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいた厳格な確認により交付の可否判断をしており、「確実な本人確認」という点では問題ないと思われるため、交付時来庁方式において、カード交付申請時の暗証番号の届出及び市町村における事前の暗証番号設定を可能とさせていただきたい。なお、カードを所持するためには必ず最低1度は来庁して市区町村職員が窓口で本人確認をしているにもかかわらず、本人以外がカードを所持する想定をしている理由をご教示いただきたい。

また、暗証番号の意義とは何かをご説明いただきたい。暗証番号の意義の話がされるのであれば、まずはパスワードポリシーを策定すべきではないかと考えるがいかがか。

加えて、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日総行中第137号総務省自治行政局長通知）に示されている「市区町村職員の必要な補助を行うこととして差し支えない」とことについては、「暗証番号の設定を代行して操作する」ことを可能とし、その旨を明文化していただきたい。

さらに、電子証明書に係る暗証番号の新規設定の場合も、「暗証番号設定が困難な利用者に対してはタッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行する。」と明文化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、事務の煩雑化が懸念されるため、事前に十分な周知を図っていただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードの暗証番号は、知識認証として本人確認における重要な要素を構成しており、特に署名用電子証明書の暗証番号については、本人であることについて電子署名法上の推定効が働くなど、法律効果を発生させる基礎となる意義を有している。

その上で、交付時来庁方式におけるマイナンバーカードの申請は、申請者の本人確認を経ずに行われるものであり、その際に暗証番号の設定を可能とすると、仮に他人が申請及び暗証番号の設定を行った場合に、市町村等においてそれを確認する手段がないことから、本人以外が知っている可能性がある暗証番号が設定されたマイナンバーカードが交付されるおそれがあることから、適当ではない。

暗証番号設定に係る事務処理要領への明文化については、ご意見を踏まえ、対応を検討したい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(i) 個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。

具体的な支障事例

地方自治法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されている。公営住宅の家賃については、地方自治法第240条で規定するところの「債権」であり、未納が発生した場合は同条第2項及び地方自治法施行令第171条及び第171条の2の規定により必要な措置をとる必要がある。債務者が納入に応じない場合は、訴訟手続きにより履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は債務者の氏名や現住所などを把握する必要がある。

また、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄を行う場合も債務者の氏名や現住所を確認する必要がある。(徴収停止の場合は、現住所を確認し、不動産等の財産の所有状況の確認を行う必要がある。権利の放棄の場合は、議決を経るための議案に債務者の氏名・住所を記載する必要がある。)

現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、県で把握している住所を頼りに1件ずつ住民票の公用請求を行って対応しているが、債務者がすでに引越しをしている場合などで債務者の現住所の把握がスムーズに行えない実態がある(把握している住所から住所変更をしている場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる)。

なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債務者が県外に移住してしまった場合は、改めて移住先の市町村へ対し公用請求を行う必要が生じるため、全国照会を容易に行うため省令に規定することが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

求める措置の実現が図られた場合、公用請求を行わずとも、住民基本台帳ネットワークを介した現住所の確認が可能となる。

この改正により債権管理に係る事務負担の軽減が図れるとともに、ペーパーレス、公用請求のための通信費等の削減等、事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11 及び 30 条の 15
住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第 3 条第 56 項及び第 5 条第 56 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、京都府、兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県

○当市においても、公営住宅退去者の所在調査については相当期間を有するケースが多い。滞納整理事務負担の軽減のため、省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加が必要である。

○当県において県営住宅の家賃滞納者等に係る明渡し請求訴訟の提起や債権を放棄するに当たっては、債務者の氏名や現住所（債権放棄の場合は行方不明であること）を確認する必要があるが、県営住宅の名義人（又は元名義人）が既に住民票を県外に異動させている場合があり、その場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによる調査をすることができない。この場合は県外の該当市町村長あてその都度住民票を公用請求しなければならず、時間と経費、手間がかかるだけでなく、当該市町村職員の事務の負担増となっていると考えられる。

○公営住宅の家賃等の未納について、訴訟を提起する際、入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実を把握する上での照会が容易になる。

○当県において、県営住宅等を退去した家賃滞納者については、滞納指導を行う管理代行者・指定管理者の求めにより県が住民票の公用請求を行っている。令和元年以前に作成された住民票の保管期限は 5 年とされており、期限切れにより請求できないケースがある。その場合は、実質的に住所調査の手立てがなく、それ以上納付指導を行うことが困難である。求める措置の実現が図られた場合、事務負担の軽減だけでなく、債権回収の実効性の向上が期待できる。

○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについては、その対象となる事務の範囲を含め、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。
併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1 次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第 2 次回答

公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

(関係府省:国土交通省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること

提案団体

階上町、八王子市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第 146 条の2又は地方税法第 20 条の 11 に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当町では、町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってしてもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。

【制度改正の必要性】

上記事例にあっては、後日、滞納者から当町へ転出届が提出されたため所在を特定することができたが、所在特定までおよそ7か月を要すこととなった。

【懸念の解消策】

国税徴収法第 146 条の2又は地方税法第 20 条の 11 に基づく、徴収職員等から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報に関するガイドラインの解説」で明確化する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

滞納者等が住民票を移動させずに転出している場合であっても、実生活に必要性の高い郵便物については転居届の手続きを行っている可能性が高く、郵便の転送情報の提供を受けることにより滞納者等の所在をより円滑に把握することができ、該当者と速やかに接触できるようになるため、滞納整理事務の効率化と直接交渉による納税の履行につながる。

根拠法令等

国税徴収法第 146 条の2
地方税法第 20 条の 11
個人情報の保護に関する法律第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、栃木県、前橋市、高崎市、福井市、山梨県、長野県、上田市、三島市、御殿場市、半田市、豊田市、名張市、宇陀市、山陽小野田市、香川県、高松市、長崎市、山鹿市

○当市においても、住民票を移動させず、市内別住所へ転居又は市外へ転出していると思われるケースが存在する。居住実態がないのに郵便物は返戻とならないため、郵便局へ転送先照会依頼を実施しても個人情報のため回答不可とされる。検索や訪問等により、本人の現状確認や、滞納税の徴収の可能性も捨てきれないことから、郵便の転送情報の提供を受けることにより、該当者との接触可能性を高め、今後の方針を早期に立てることにより、事務の効率化と納税の履行につながると考える。

○当県においても同様の事例があるため、郵便の転送情報の提供を受けることにより、滞納整理事務の効率化等につながると見込まれる。

○当市でも同様の事例がある。所管郵便局に対し転送先の住(居)所の照会をしたが、「郵便法第8条の規定により回答不可」とされた。また「転居届の有無及びその記載内容について、届出人(代理人を含む)からの照会には可能な範囲で回答するが、その余は法定に基づく照会であっても、回答は差し控えることとしている」と申し添えがされた。本人に何らかの事情がある、又は意図的に住民票の異動届をせず、郵便局へのみ届出している場合、郵便は届くが滞納解消には至らないことがある。住民票の異動をすることなく、本人確認が必要な手続きや、財産形成等を継続することができる状態となっている。生活の実態がある住(居)所を把握することは、滞納者との接触や、調査、処分に欠かすことができない。転送届の有無、転送先情報は、滞納整理事務に重要な情報であり、事務の効率化につながる。

○追跡調査の可能性が広がることにより、速やかに交渉を進めることが可能になることから、有効であると考えられる。

各府省からの第1次回答

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)第13条第10項においては、「事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。」と規定しています。

これに関し、同ガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において「法律上の照会権限を有する者からの照会となされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる」としており、御提案の滞納者等の所在把握のための郵便の転送情報の提供については、慎重に対応すべきと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請は、適正な税務行政の運営確保に不可欠な役割を担っており、行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することはできないであろうとの考えから、要請を受けた官公署等からの資料提供等の協力を得られることが期待されているものである。

転居届に係る照会については、平成29年6月30日、名古屋高等裁判所の判決(差戻審)において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居所に関する情報であって、憲法21条2項後段の「通信の秘密」や郵便法8条1項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないとの判断がなされている。

また、平成28年10月28日第三小法廷判決において、転居届に係る情報は郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当するとあるが、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能と考えられる。」とあり、続けて、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく郵便の転送情報の照会が例として挙げられている。

憲法により国民に義務付けられている納税義務を果たし、公平性を確保するためにも肝要であることをご理解いただき、空家等対策と同様の取扱いとなるよう前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

地方税は地方自治体の財政の根幹を成し、地方税の賦課徴収業務は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨並びに納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務である。

地方税の賦課徴収に関する書類(以下「書類」という。)は、納税者に送達することが義務付けられている。これは、書類の送達によって賦課徴収の効果が生じ、同時に、納税者は内容を了知し、不服申し立ての機会を得ることとなるからである。

通常、書類は住民登録地に送付するが、明らかに住民票登録地に居住していないことを把握しても、郵便の返戻がされない場合がある。郵便の転居届の利用が推定されるが、現状は回答されないため確認することができない。

税の公平性確保の観点から、税の賦課徴収において生活の実態がある住(居)所を把握することは欠かすことができない。回答が得られれば、本人との接触機会の確保や、生活状況の把握、滞納処分が可能となる。

また、郵便法8条により守秘義務を負っているとあるが、地方税の賦課徴収業務に携わる職員も、地方税法22条により地方公務員法に加重した守秘義務を別で負っている。照会により得た情報は厳重に扱われることとなる。双方が守秘義務を負っており、守秘義務を理由に一律拒否するのではなく、照会事項の秘匿性の程度や、国民の権利救済の実現のための必要性の程度等を踏まえた比較衡量によって、拒否することが正当であるか判断をお願いしたい。租税の賦課徴収という極めて公益性の高い業務に係る照会については、一律拒否ではなく、回答できる方法を検討しその手段を提示していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

「転居届に係る情報」は、郵便法(昭和22年法律第165号)第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密に該当するものであり、その扱いについては、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる」としています。

他方、「比較衡量」の結果、第三者提供が可能となるかどうかの判断については、郵便物に関して知り得た他人の秘密の扱いについて、個別のケースごとに検討を重ねる必要があり、提供が可能なケースとして「国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請」が含まれるかどうかについても、関係各省や専門家等の意見を交え、慎重に検討するべきと考えています。

「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書(令和3年7月21日公表)において、日本郵政グループ・郵便局が保有するデータについて、公的分野も含めた活用が提言されたことを受け、有識者等で構成する検討の場を設置することとしており、税の賦課徴収における転居情報の利用についても、郵便局が保有するデータの活用ケースの1つとして、提供の可否や条件等について、検討を行ってまいります。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(3)郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。))として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:個人情報保護委員会及び財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

【現行制度】

指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。

【支障事例】

現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。

根拠法令等

水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島市

○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。

○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。

○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人:登記事項証明書や個人:住民票の写し)が求められている。

【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要なため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

指定給水装置工事事業者の指定に関する水道事業者の手続においては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請にあたって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求めている状況。

なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することで本人確認を行うことを目的としている。

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、令和2年10月26日に運用を開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。

また、住民票の写し等の添付が必要とされている行政手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、手続を受ける行政機関等が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条に定める電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を要しないものとされている。

以上を踏まえ、ご要望に応えるべく必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定給水装置工事事業者の指定については、法人又は個人が申請し、指定を受けることが可能である。また、申請者の住所(法人にあつては本店所在地)についても、都内外を問わず指定を受けることが可能である。したがって、登記事項証明書及び住民票の写しについては、法人・個人の別や申請者の住所地により、取扱いが大きく異なることが望ましい。情報連携の仕組みの検討に当たっては、この点を踏まえた上で検討いただきたい。

この点、住民票の写しの提出について、マイナポータル又は住基ネットを活用する方法が主に考えられるが、マイナポータルを活用するためにはマイナポータルに対応した専用の申請システムが必要となり、法人と個人とで申請システムが分かれることとなる。こうした点や申請者間でのマイナンバーカードの普及率という点を鑑みると、現時点では、住基ネットを活用した手続のほうが申請者・水道事業者の双方にとって適応しやすいものであると想定されるため、法的な整備を含め早期の連携実現を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事事業者の指定の申請における住民票の写しの添付の省略について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法も含め、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいりたい。

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

・水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合

(関係府省:厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。

具体的な支障事例

現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の当市において、総合計年間1,500分程度費やしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

税務署からの照会対応に要する時間を削減することで、その時間を住民への窓口対応等にあてることができ、市民サービスの向上につながる。

根拠法令等

国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、半田市、知多市、名張市、京都市、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市

○当市でも税務署からの照会が年間100件以上（電話照会含む。）あり、その対応に負担を感じている。特に、電話照会が多いが、電話では対応に時間がかかる上、伝達ミス等が発生する可能性が書面等での対応より多いという不安もある。

郵送による照会は日数がかかるため、電話照会を多用されているものと思われるが、電子的な照会手段が整備されれば時間短縮及び正確性の向上に資するものと考えられる。

○当市では、税務署からの照会が年間150件以上あり、同様に照会対応の時間が削減できれば他の業務に充てることができ、市民サービスの向上に繋がることから賛同する。

○国税局・税務署からの文書による照会はほぼ毎日のように発生しており、照会年分（年度）についても通常直

近3～6年分を照会してくる場合が多く、世帯状況や勤務先その他、課税資料の写しを求めてくることもあり、国保・介護等の照会と比べて1件あたりの対応に相応の時間と事務量を要している。情報連携システムや国税連携システムの活用等により、課題も多いとは思いますが地方公共団体側にも負担がかからないような照会方法を検討して頂きたい。

【令和2年度の国税局・税務署からの文書照会】

・国税通則法第74条の12:約260件

・国税徴収法第146条の2:約230件

合計約490件…1件あたりの照会に要する時間はおよそ15～30分程度で、二重確認を行っているので実際には30～60分程度かかることもある。国保・介護等照会にかかる1件あたりの所要時間は概ね3分(二重確認を行っても6分)程度である。

○当市でも年間100件ほどの照会があり、照会対応に時間を要するため提案内容に賛同します。

○税務署からの課税に関する照会については、確定申告提出時に源泉徴収票の添付義務を無くした結果、所得控除内容が不明であるため、その所得控除内容に対して市町村への問い合わせが増加している。

また、所得控除内容が不明である確定申告書が課税資料で市民税を賦課する際、所得控除内容が不明であることから、控除内容を確認するために納税義務者へお知らせを発送し、所得控除内容を確認後、賦課するなど業務量が増加している。

○当市においても、紙ベースの紹介のみで100件を超える照会があり、加えて電話等での紹介もあるので調査等には相当な時間を費やしている。他市町村からの同様の調査も膨大な量となっているため、税務署の調査に係る事務負担を軽減できれば市民サービスの向上及び時間外勤務を減らすことにも繋がる。

○当市においても、税務署からの電話や文書による住民税課税情報等の照会回答に多くの時間を費やしている。

【令和2年度実績】

電話での照会:約500件(1件あたり10分程度)

郵送・窓口での照会:175件(1件あたり5分程度)

⇒年間約5,875分程度費やしている。

○当市においても、年間200件を超える照会を受けており、その対応に多くの時間を費やしている状況である。

○税務署からの電話照会と郵送照会はそれぞれ一日2～3件程度あり、負担を感じている。業務効率化のため、情報提供ネットワークシステムなどの活用を推進すべきと考えるが、現状の照会はシステム内にデータで持っていない内容であることが多いため、活用することは難しいと思われる。

○【支障事例・制度改正の必要性】

支障事例の件数統計を除き、提案市に同じ。

【求める措置の具体的内容につき付記】

システムを利用する場合、自動応答が可能である等回答する側の地方公共団体の職員の作業が必要ない作りであることを希望する。

○提案市と同様、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話及び郵送で行われており、その照会回答に時間を費やされるため苦慮している。

具体的には、電話による問い合わせが年間に100件以上(1件に10分程度)、郵送による照会が年間約200件(1件に30分程度)あり、人口約40万人の当市において、年間7,000分程度費やしている。

各府省からの第1次回答

税務署等と地方自治体の情報の授受をオンラインで行えば、双方にとって業務の効率化が期待できる一方、相応のシステム投資を要することから、国税当局と地方税当局で調整の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム投資について、既存のシステムを活用するなどの工夫を行うことで一定の投資コストの削減が可能であると思われる。また、地方が被っている対応にかかる時間や費用及び税務署での照会手続きにかかる時間や費用などと比較考量すれば、費用対効果の高いものと思われる。国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化を考慮いただき、積極的な検討をお願いしたい。また、システム投資を検討するには地方自治体や税務署の意見を聴取し、より有用な情報がやりとりできる仕組みとなる様に配慮をお願いする。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」、「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続きコストの削減の行政手続き簡素化の3原則にある行政手続きの電子化の徹底」及びデジタル庁の創設などからもわかるように国や地方の行政手続きの電子化は、国全体の喫緊の課題と捉えられ、今回の提案についてもこれらの課題解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御提案を踏まえ、既存のシステム(国税地方税連携システム等)を活用することも視野に入れつつ、利用者の意見も聴きながら関係省庁間で検討を進めていく。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(8) 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省: デジタル庁及び財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長

提案団体

吉岡町、渋川市、安中市、みどり市、榛東村、神流町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)における延長の申出手続きに関して、申出者が行う警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。)及び市町村窓口への出頭による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

DV等支援措置の期間は1年となっており、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の申出を行う場合、1年ごとに初回と同様の手続きが求められ、相談機関等及び市町村の窓口に出頭し本人確認を受ける必要がある。窓口への出頭が必要なため、市町村窓口でDV等支援措置の延長の申出を行ったのにも関わらず、相談機関等に相談に行かなかったことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。

【制度改正の必要性】

DV等支援措置の期間は、初回又は延長の手続きであるか否かを問わず1年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の申出を行わなければならないことについては、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長の申出者は、加害者が訪れる可能性のある窓口で延長のたびに足を運ばなければならない、出頭を伴う手続きは被害者にとっては精神的な負担であり危険を伴うものとなっている。DV等支援措置の延長の申出のたびに窓口に出頭しなければならないことについても、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも利便性の高い手続となるよう見直しを求める声がある。

【懸念の解消策】

DV等支援措置の対象者が延長の申出を行う場合、本人確認は初回の申出時に行っていることから、出頭による本人確認の方法を緩和し、相談機関等及び市町村において初回で控えた相談や申出の内容で本人を特定する電話受付や本人確認書類同封による郵送等での延長手続きを可能とする。また、延長の手続きは初回の手続き時と比べてDV等支援措置対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられることから、当該対象者が延長の申出をする際に、例えば3年を超えない範囲で対象者の希望により支援措置期間を選択できるようにするなど柔軟な対応を可能とする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

DV等支援措置対象が市町村窓口に出頭することによる加害者からの追跡のリスクや精神的負担を減らすこと

ができる。また、延長の手続きが簡略化されることで、DV等支援措置対象者の負担軽減に加え、市町村の受付事務の負担軽減も見込める。さらに、DV等支援措置の延長切れを防止することができ、被害者への切れ目のない支援につながる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領第5-10ア(エ)、キ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、中標津町、盛岡市、いわき市、桐生市、川口市、練馬区、長野県、佐久市、知多市、田原市、和泉市、兵庫県、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、大村市、延岡市

○当市においても、申出者が相談機関へ出頭ができず、支援措置を終了するケースが発生している。引き続き支援が必要な場合は、相談機関への出頭なく、本人から状況や必要性の聞き取りなどにより延長の申出が行えるよう事務の見直しを求める。

○支援措置の件数は増加傾向にあり、限られた担当者の人数では管理しきれなくなる可能性もある。制度を簡素化することで、支援者の情報を少ない人数で守ることにつながる。

○DV加害者からの暴力等の恐怖によって外出することができないために継続支援を受けられない場合があり、被害者救済の観点から制度改正等の要望を受けるケースが多くある。

○支援措置対象者にとって延長手続きが負担となり、支援措置が終了となるケースが多くみられる。手続きの簡略化により、支援が必要な対象者の負担が減ることが期待される。

○市町村窓口での延長申出の際に郵送で受付することについては、申出者の負担軽減につながることから賛同する。

○申出者からの電話では延長希望の旨が確認できたものの、体調が優れない等の理由により、相談機関や市役所に来ることができず、延長の申出をすることができなかったケースが数回あった。

各府省からの第1次回答

DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を1年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしている。

支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切って、虚偽の申出を防ぐため、対面の本人確認を行った上で状況等を確認し、適切に対応していくことが必要と考えており、現時点では支援措置期間の長期化や本人確認等のあり方の見直しについては、慎重な対応が必要なものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答において、被害状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を1年と定めていることが示されているが、実際には、DV等被害者の置かれた状況に変化が起こることはほとんどなく、継続して支援を必要とする者が多いため、期間を1年とする合理的な理由はないと考える。

また、初回の申出では、被害者を出頭させて本人確認をすることの必要性はあると考えられるが、既に支援措置の特例を受ける申出者及び加害者を含む第三者が虚偽に延長を申し出る利益はなく、延長する者に出頭することを求めてまで本人確認をする必要性は低いと考える。むしろ、延長の意思があっても、相談機関等や市町村窓口を訪れることができないために、延長手続きができず支援措置が失効している事例が、追加共同提案団体からも示されているように全国的に存在していることを踏まえると、延長手続きの簡素化を実現する意義は大きい。

DV等支援措置の期間の延長や、本人確認書類の郵送、マイナンバーカードの活用等を可能とする延長手続きの「出頭」要件の見直しにより、延長手続きにかかる申出者の負担軽減が図れるため、支援措置制度の充実につながると考える。繰り返しとなるが、支援措置の特例を受ける申出者や関係機関の双方にとって、現行制度の見直しによる負担軽減の意義は大きいと、本提案内容の実現を強く要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【和泉市】

回答にある通りの原則的な対応を行っているが、DV被害により精神疾患等がある支援措置対象者もいらっしゃるため、日常生活に支障を来たす方の場合には、支援措置の継続性について、一定の配慮が必要であると考えている。
実際に制度に対する要望を直接いただいた事もあり、被害者が継続を希望されたとしても手続きに来庁できない場合の救済措置は必要であると考えております。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

DV等支援措置の期間については、DV等支援措置制度の検討時に、自治体実務や有識者の意見を踏まえて1年と設定したものであり、一定の合理性があるものと考えている。
DV等支援措置は、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、その延長の申出に当たっても、不正な申出を防ぐため、本人確認や支援措置の必要性の確認を確実にを行う必要があるものである。
ただし、追加共同提案団体ご指摘の「DV被害により精神疾患等がある支援措置対象者」の場合など、本人が来庁して延長の申出を行うことが難しいと認められるような場合も想定されることから、延長の申出については、代理人による手続きが可能であることが認められていることを地方公共団体に周知する他、市町村長の判断で、郵便等の方法で受け付け、本人確認を行い、関係機関に支援の必要性を確認した上で、受理する取扱いとして差し支えないものとするを検討したい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(iii)住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の3)における、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)1条1項)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。)の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。)に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続きも認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所への出頭が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。

(関係府省:内閣府、警察庁及び厚生労働省)

[措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの代理人への交付が認められるケースの拡充

提案団体

砥部町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松野町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

学業や仕事が多忙であることや、施設には入所していないものの高齢であることにより本人が役所窓口に来庁することが困難な場合においても、代理人へのマイナンバーカードの交付を可能とする。
また、申請者が仕事や学業の都合で、住民票を移さずに県外で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。

具体的な支障事例

マイナンバーカードは、原則必ず本人が来庁しなければ、交付ができないことになっている。代理人への交付も可能ではあるが、病気、身体の障害等のやむを得ない理由があるときに限られており、仕事や学業が多忙であることや、高齢で外出が難しいという理由での代理人への交付は不可のため、住民に対する説明に苦慮している。申請者本人が平日日中の受け取りが困難な場合に対応するため、平日の夜間や休日の窓口開庁を実施しているが、仕事や学業、部活動等を理由に本人がマイナンバーカードの受け取りのために来庁することが困難なケースがあり、必ずしも夜間開庁や休日開庁で本人が受け取りに来庁できるとは限らない。また、高齢者については、施設に入所していないものの、在宅療養や在宅介護を利用している方で外出することが困難なケースもあり、家族が代理でマイナンバーカードを受け取ることはできないかという相談をいただいているが、申請者が施設入所者であることが代理人への交付の条件になっているため、交付に際して申請者本人やそのご家族に多大な負担を強いている。

代理交付の際の本人確認書類については、申請者の顔写真付きの本人確認書類が必須となる。15歳未満の者と入院・入所中の者の場合は「顔写真証明書」という制度が設けられたが、それ以外の者は対象となっていない。本人が遠方にいる場合、顔写真付きの本人確認書類の原本(例えば免許証、学生証)を預かることができないケース(免許証、学生証が本人の手元にないと運転できない等生活に支障が出るため)が多々あり、マイナンバーカード受取りをやめるなど交付手続きに支障が出ている。マイナンバーカードの交付の前提として本人確認は重要であると考えられるため、現在の方法を原則とした上で、例えば、県外の大学に通う大学生の場合や、22歳までの扶養親族に該当する場合等範囲は限定した上で、本人確認の簡素化を検討してほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

学業・仕事・高齢者等で本人受け取りが困難なケースについて、柔軟な対応ができるようになることで、住民の負担軽減とともに、マイナンバーカードの交付率の上昇にも繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第3項、個人番号

カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、中標津町、盛岡市、多賀城市、秋田市、郡山市、東海村、桐生市、千葉市、柏市、横浜市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、掛川市、豊田市、田原市、豊中市、枚方市、和泉市、たつの市、吉野川市、高知県、大牟田市、志免町、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県

○マイナンバーカードの代理受領については、要望、苦情等毎日多数寄せられており、対応に苦慮している状況である。

○本人受取が困難なケース（寝たきり高齢者等）については、「本人限定受取郵便」でカード送付する仕組みを設けないと、交付率 100%は目指せないとの、併せて制度改正していただきたい。

○当団体内市町村においても、同様の意見があるだけでなく、当団体（市町村課）においても、住民から同様の意見を頂戴している。

○令和2年 12 月 28 日付で総務省自治行政局長より通知の『個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）』により交付に関し緩和されていますが、交付困難なケースもまだあります。本人確認は厳格に保持しながら交付基準が明確に判断できる方法等が示される事は必要と考えます。

○高齢者については、施設に入所していないものの、在宅療養や在宅介護を利用している方で外出することが困難なケースもあるが、要介護度▲以上が「身体の障害等のやむを得ない理由がある」対象となるなどの明確な基準がないため、判断に苦慮する例も多い。また、このようなケースでは、施設に入所していないため、入院・入所中の者の場合に本人確認書類として認められる「顔写真証明書」を使用することができない。同一世帯の者や介護等を行う者による確認が可能となるよう検討してほしい。

15 歳未満の者の場合、親権者が申請するという制度設計のため、離婚等の結果、親権者と別居し、親権者ではない親と同居する者や、親ではなく祖父母など同居する者については申請・受領できないという課題がある。このようなケースでも申請・受領が可能となるよう、同一世帯で監護している者についても申請・受領可能とするよう制度変更を検討してほしい。

○仕事や学業が多忙であることや高齢で外出が難しいという理由での代理人への交付は不可のため、住民に対する説明に苦慮している。

○学業や仕事が多忙な人が事前に問い合わせることなく、交付通知書の委任状で代理交付が可能と思ってしまうケースが多い。まずは、交付通知書をはがきから封書に変更する要望を行い、代理交付の説明を十分に記載する必要があると思われる。併せて、交付通知書の持ち物等の案内も充実させられるため、窓口で必要書類が足りず、申請者に家に取りに帰ってもらうといった苦情に繋がりがねないケースを削減できると思われる。

○代理人受け取りの要件が厳しいことで、窓口での住民対応が非常に困難となることが多い。特に、高齢者で、在宅介護や在宅療養となっている方が顔写真付の本人確認書類を持っていない場合、受け取りは現実的ではないため、交付率を上げるためには、条件の緩和が必要である。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバーカードの交付にあたっては、不正取得等を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としているところ。その上で、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、例外的に代理交付も認めているところ。

また、代理交付の際の本人確認書類については、昨年 12 月に個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 27 年 9 月 29 日総行中第 137 号総務省自治行政局長通知）を改正し、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類を利用しての本人確認を認めることとするなど拡充を図ったところであるが、在宅介護を受けている者の取扱いについても、御意見を踏まえ、検討を進めてまいりたい。

なお、日中の来庁が難しい方に対する交付促進のため、土日・夜間開庁の拡大や、学校などに市区町村職員が出張して申請を受け付け後日カードを郵送する「出張申請受付方式」による交付については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象としており、積極的に活用されたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

日中の来庁が難しい方への交付促進のため日曜日や平日夜間開庁を実施しているが、平日日中に代理受領

が出来ないかと苦情が寄せられている。その都度、代理人への交付は病気、身体障害等のやむを得ない場合に限られている旨を説明しているが、理解を得られず苦慮している。仕事や学業、部活動等を優先し、夜間開庁や休日開庁で本人が受取りに来庁できるとは限らない。受取りだけは本人が来庁するよう説明するが理解が得られず、申請取消しに発展するケースもある。

また、独自施策として通知用ハガキに「原則、代理人の受取はできませんので、必ずご本人が来庁してください。」と記載し送付しているが、代理人しか来庁しないことも多い。

在宅介護の方に限らず、高齢で外出が負担になる方への交付につながっていない。今後、マイナンバーカード未作成の後期高齢者を対象に再度申請書が発送されるため、高齢者の申請の増加が予測される。その対策として出張申請受付方式もあるが、申請時来庁方式の処理でさえ苦慮しており、出張申請受付方式を導入する余力がない(申請時来庁方式で申請しているが、郵便局からの不在通知の確認漏れにより受取りが出来ず返送されることが多い)。

そこで、学業や仕事が多忙であることや施設には入所していないものが高齢であることにより本人の来庁が困難な場合にも代理人への交付を可能としていただきたい。

また、近年交付申請者数が増加傾向にあり、効率よく交付を進めるためにも、申請者が15歳未満や入院・入所中の場合の本人確認制度である「顔写真証明書」と同様、それ以外の者においても、扶養親族等に範囲を限定した上で、本人確認の簡素化を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【和泉市】

在宅介護者については、是非前向きに検討をお願いいたします。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、マイナンバーカードの交付にあたっては、不正取得等を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則とした上で、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、例外的に代理交付も認めているところであり、ご理解いただきたい。また、在宅介護を受けている者の取扱いについては、御意見を踏まえ、検討を進めてまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が居宅サービス(介護保険法(平9法123)8条1項)を受けている場合における交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化

提案団体

砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないように制度の改正等を求める。

具体的な支障事例

在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当町に住基登録した後に4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当町選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。

しかし、未だに本人は選挙権が抹消された事実を知らないまま、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が送致されてくる。

本件について、総務省に確認を取ったが、在外公館では名簿登載の確認までは行っておらず、在外選挙人証を所持して投票できるとのことであった。

当町選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しても受理できないと差し戻されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在外公館で投票をする際、有権者の確認をするか、外務省等から本人に連絡を取る手段を検討してもらえれば貴重な1票を無効にすることがなくなる。また、在外公館から送付される無効な投票用紙の処理に係る地方公共団体の事務の合理化に資する。

根拠法令等

公職選挙法第30条の11、公職選挙法施行令第23条の9、第23条の14

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、苫小牧市、川越市、相模原市、長野県、稲沢市、京都府、枚方市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、宮崎市

○当市においても同様のケースが発生しており、在外選挙人証の返納についての周知を拡充していただきたい。

各府省からの第1次回答

在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではないが、一時帰国等により在外選挙人名簿から登録抹消された在外選挙人を把握した場合には、失効した在外選挙人証の返納、在外選挙人の再登録申請につき周知を行ってきている。より一層の周知を徹底したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

周知徹底をされるとのことですが、本提案に係る事案においては、当町は公職選挙法第30条の11第2号の規定により登録を抹消し、公職選挙法施行令第23条の14第1項の規定により、抹消の通知を外務省経由で領事官へ通知しております。同項では、領事官は本人へ抹消の通知をすることとなっておらず、第1次回答にあるとおり周知を徹底したとしても、当町のような事例はなくなると考えます。

公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定においても、有効、無効にかかわらず、在外選挙人証と旅券等を在外公館で提示し、在外投票ができることから、周知徹底だけの対応では不十分と考えます。

第1次回答において、「在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではない」とされていますが、それに代わるものとして在外選挙人証等受渡簿があり、公職選挙法施行令第23条の10の規定により、抹消通知を受け取った時点で、該当者を削除しているはずで、各地の在外公館で、この在外選挙人証等受渡簿を確認・共有することなどにより、在外選挙人名簿を見ずとも、在外選挙人証の有効・無効の確認を行えば、投票を受け付けずに済み、在外選挙人証の再申請の案内も可能と思われま。

また、在外選挙人証等受渡簿の確認・共有が困難であれば、現行法において規定のない「抹消の本人通知」を、公職選挙法施行令第23条の14に、領事館が選挙人名簿から抹消された者に対して通知をする規定を設けるなど、制度改正も必要ではないでしょうか。

いずれにせよ、現在の取扱いは、選挙権を失った選挙人に対しては十分とは言えず、周知徹底をされる対応についても、選挙人任せの対応であるように思います。

貴重な1票が無駄に取り扱われないために、在外選挙の取扱いについて今一度再考をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

在外選挙人証(在外選挙執行規則第6号様式)には、日本国内に住所を定めた日から4ヶ月経過した場合、在外選挙人名簿から抹消され、抹消後は在外投票ができないことや、在外選挙人証を返納しなければならないことが明記されている。また、在外公館でも在外選挙人登録申請時に上記趣旨を説明するなど、これまでも制度周知に努めてきたところ。

現行制度においては、日本国内に住所を定めた日から4ヶ月が経過したことによる抹消については、通常、本人がその事実を認識していることが想定されるため、本人への通知義務を規定していない。

なお、在外選挙人が住所等を異動したにも関わらず在留届を提出しないケースも一定数あり、その場合には、当該者の居住地や連絡先を把握できないことから、実際上も、通知を行うことは困難である。

また、在外選挙人証等受渡簿の情報を全世界の在外公館で共有することについても、技術的・財政的に困難である。

一方で、支障事例のような事案が発生していることを踏まえ、在外選挙事務処理要領を改訂し、「(在外選挙人証が無効になっているにも関わらず、在外投票を行っている者を在外公館が把握した場合には)当該者に連絡し、改めて在外選挙人名簿登録を行うように指導する」旨記載するとともに、改訂後の事務処理要領の施行通知の中で、上記内容を周知することとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(4)公職選挙法(昭25法100)

(i)一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令23条の14第1項)を受け取った場合の在外公館の対応に

については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。

[措置済み(令和3年9月27日付け大臣発各在外公館長宛公電)]

また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:外務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し

提案団体

豊橋市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

投票管理者及び職務代理者を選任した場合の告示事項から「住所」を削る又は「住所」を「住所の市区町村まで」若しくは「住所の町字まで」と改める。

具体的な支障事例

公職選挙法施行令第25条において、投票管理者又はその職務代理者を選任した場合は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない旨規定されている。当該住所及び氏名を告示する趣旨は、その職務の重要性に鑑み、広く投票人に周知し、投票所において公正な投票を確保しようとするものと承知している。しかしながら、当該告示後に、不審者が投票管理者の自宅の玄関まで押し掛けるという投票管理者のプライバシーが侵害される事例が発生しており、その不安から投票管理者等の選任を断られるケースが増えており、投票管理者等の確保が難しくなっている。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)にて、投票管理者等の選任要件が緩和された趣旨から住所を告示することの有益性は乏しくなっているものと考えられる。

他方、候補者の立候補の届出があった旨の告示事項については、令和2年7月17日付け総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知にて、取扱いを見直す旨の技術的助言がなされたところであり、住所については、「住所の市区町村まで又は町字まで」とすることが適当とされた。

以上から、投票管理者等の告示事項についても、投票管理者等の確保、プライバシーの保護などの観点から告示事項を改められたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

投票管理者の選任を断られることが減り、投票管理者としての適任者の確保につながる。
また、投票管理者のプライバシーの保護にもつながる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第25条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、苫小牧市、白鷹町、川越市、相模原市、横須賀市、長野県、浜松市、稲沢市、田原市、京都府、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、宇和島市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市

○当日投票所の投票管理者に個人的な興味を持ち、説明を求めるといふ名目で執拗に接触を迫る選挙人が現れた。この案件は行政対象暴力案件として対応した。投票管理者の住所は告示事項であるため、従事者の安全を守ることができない。また、不安から選任に難色を示すケースも発生している。

○プライバシー保護の観点から投票管理者の住所について詳細まで告示すべきではないと考える。

○公職選挙法施行令第 81 条の選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者に対して同様の問題意識を持っている。

各府省からの第 1 次回答

投票管理者は投票に関する事務を担当する重要な選挙執行機関であることから告示することとしているところ、住所を全て告示することにより投票管理者の確保に支障を来すおそれがあるとの御指摘を踏まえ、選挙の公正性の確保にも配慮しつつ、告示事項の見直しについて検討を行うこととしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

投票管理者等の住所に関する告示事項を見直すことと選挙の公正性の確保との関連性は判然としないが、いわゆる住所要件がなくなった投票管理者等の住所を告示することの有益性は乏しくなっている。また、候補者の立候補届出に係る告示事項については、プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあることを理由に見直しがされていることから、投票管理者等についてもそれに倣って見直されるべきものとする。

現に、告示された住所を悪用して投票管理者等のプライバシーが侵害される事例は、本市のみならず追加共同提案団体からも支障事例として示されているとおり他団体においても発生しており、また投票管理者自身のみならず、その家族等も憂慮してしまう事例が発生していること、そして、投票管理者等の確保に懸念が生じている現状は、投票所数の減少につながる一要因になりうるなど投票環境の向上に逆行するおそれがあることから、告示事項の見直しは喫緊の課題である。

以上のことから、可及的速やかに措置を講じていただきたく、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

今後、関係団体へのヒアリング等を踏まえ、選挙の公正性の確保にも配慮しつつ、告示事項の見直しについて、検討を行うこととしたい。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(4) 公職選挙法(昭 25 法 100)

(ii) 市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はそれらの職務代理者を選任した場合に告示すべき事項(施行令 25 条、68 条及び 81 条)については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和 4 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公職選挙法第113条第3項ただし書きに定める通知期限の見直し

提案団体

豊橋市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法第113条第3項のただし書きにおいて、各号の区分による選挙の期日の告示があった後に(市町村の選挙は告示の日前10日以内に)欠員が生じた旨の通知を選管が受けたときは、いわゆる便乗補欠選挙を行わないとされているが、市町村の選挙では親選挙の告示日の11日前までに、その他の選挙では親選挙の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期限の間際で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが強いいため、相当程度の期間の延長を求める。

具体的な支障事例

市長選挙の際、便乗補欠選挙の要件である「告示の日前10日」の期限間際に市議が辞職し立候補することを想定し、投票用紙の調製、選挙人名簿の調製、入場券の発送、ポスター掲示場の設置、従事者確保、啓発関係物資調達などを各部署及び各関係者と調整したが、物品調達については、納期の過密さから難色を示す業者がほとんどであるなど、選挙を適正に実施できない可能性があることがわかった。
また参議院議員や都道府県議会議員の選挙については、親選挙の期日の公示(告示)前に欠員が生じれば便乗補欠選挙を行うこととなるが、その場合、前述の市町村の選挙以上に便乗補欠選挙の通知期限から選挙までの日数が短く、便乗補欠選挙を執行することが、さらに難しくなると考える。
現行の公職選挙法第113条第3項ただし書きの通知期限については、昭和37年に改正されたものであるが、改正時から比べると、平成15年に期日前投票制度が導入されるなど選挙制度は大きく変わっており、現行法は現実にそぐわないものとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

選挙の準備期間を確保でき、選挙を適正に実施できるようになる。

根拠法令等

公職選挙法第113条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、苫小牧市、白鷹町、川越市、東京都、川崎市、相模原市、横須賀市、浜松市、稲沢市、田原市、京都府、枚方市、富田林市、岡山県、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、延岡市

○当団体の6割を超える自治体で提案事由と同じ状況が発生し得る。

○実際に提案事例の状況となった場合に 10 日間程度で掲示場設置や物品の調達等を行うことになった場合、現実的に厳しいと思われる。

各府省からの第 1 次回答

市町村の議会の議員の便乗選挙については、選挙執行に際しての選挙管理委員会の準備期間を考慮して、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前 10 日より前に欠員が生じた際に行うこととしている。便乗選挙の規定を改正することについては、代表者を選ぶ機会に関する事柄であるとともに、長年定着してきた地方選挙の仕組みを変えることになり、各方面に大きな影響を与えることとなるため、各党各会派をはじめ、幅広い観点からの議論が必要な問題であると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

選挙執行に際しての選挙管理委員会の準備期間を考慮して「告示の日前 10 日」としているとのことだが、選挙執行のための準備は、法定のものだけでも数多く、かつ外注しないと整わないものも多いなど、現行の準備期間は現実的なものではないと考える。また、長年定着してきた地方選挙の仕組みとあるが、通知期限寸前に欠員が生じるケースは稀であり、そのことは長年国・地方においても特段考慮されていなかったものと思料される。本提案であげている事例は、一般的な便乗補欠選挙に対するものではなく、過去事例が少ないと思われるが、具体的な支障事例に記載しているとおり当市において実際に起こり得たケースについての問題点を指摘しているものであり、決して定着している仕組みそのものの見直しを求めるものではない。

そもそも本提案における求める措置の選挙の種類は、地方選挙に限るものではなく、公職選挙法第 113 条第 3 項の対象となる選挙全般であり、参議院比例代表選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙も対象である。それらの選挙は、法定受託事務として地方自治法にあるとおり、本来は国において適正な処理を特に確保する必要があるものである。また、市町村の選挙の場合と異なり、参議院比例代表選出議員の選挙や都道府県議会議員の選挙については、通知期限の寸前で欠員通知を受けた場合は、「告示の日前 10 日」の準備期間すらないため、さらに当該選挙が適正に執行できない可能性が高い。

上述のとおり過去事例は多くないかもしれないが、多くの追加共同提案団体が同様の問題意識を強く持っており、現実的に選挙が実施できないという支障が起こりうる制度であることは明白であるため、各党各会派の議論を待つだけでなく、総務省としても、地方の問題意識を共有し、必要な検討を速やかに行っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【東京都】

都内の自治体からは、実際に提案事例の状況となった場合に 10 日間程度でポスター掲示場の設置や物品の調達は現実的に厳しいとの相談を受けている。統一選挙からはずれ、長と議員の選挙が別日程で行う自治体が増えている現状を踏まえ、再考をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

便乗選挙の通知期限を前倒しすることは、代表者の選出機会を狭めることにもつながるため、各党各会派をはじめ、幅広い観点からの議論が必要な問題であると考えている。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化

提案団体

山口県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

住民の減少や高齢化が進む中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う動きが見られる。しかしながら、地方自治法には、認可地縁団体の合併に係る手続きが定められていないことから、当該団体をつつにまとめるためには、少なくとも吸収される側の団体は、解散手続きを行う必要がある。

【制度改正の必要性】

認可地縁団体が合併する場合における吸収される側の団体においては、実際には解散しないにもかかわらず、清算手続きや残余財産の処分などの事務を行わなければならない、人材不足等により単体での活動が困難な状況となっている当該団体にとって、合併を進める上での課題となっている。加えて、債権申出の催告に当たり、3回の公告手続きに十数万円の費用が必要となるなど、財政的な負担も大きい。一方、事務を所管する市町村においても、認可地縁団体の解散に係る告示業務などの事務負担の軽減が図られるとともに、高齢化等による後継者・担い手不足に悩む自治会等の解消や自治会活動の維持・継続につながることを期待される。

【懸念の解消策】

このため、他の法律(会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、特定非営利活動促進法)で法人の合併に係る手続きが定められていることも踏まえ、認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、その手続きについては、可能な限り当該団体や市町村の負担軽減を図る内容とする必要がある。また、地方自治法第260条の2第4項では、新たに設立する認可地縁団体を前提に、その区域は、「相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。」とされているが、それぞれ従前から存続している当該団体の合併においては、実態に合わない要件であることから、併せてその規定を見直すことが適当である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可地縁団体や市町村の負担が軽減されることで、当該団体同士の合併が促進され、自治会活動の維持・継続につながる。

根拠法令等

地方自治法第260条の2、第260条の20、第260条の21、第260条の24、第260条の27、第260条の28、

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、前橋市、春日部市、川崎市、相模原市、長野県、豊橋市、西尾市、田原市、八尾市、徳島市、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎県、延岡市、鹿児島県、沖縄県

- 現時点では、認可地縁団体の合併の相談を受けたことはないが、今後は自治会活動維持のため、合併の必要性が出てくることが想定される。そのため、自治会の合併に係る手続きの簡素化は必要と考える。
- 自治会加入率が低下していく中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う可能性があるため今回の制度改正は必要である。
- 当県内の自治体において、同様の支障事例があり、県としても改正を望む。
- 今後、人口減少によって地域によっては起きうる問題と考える。

各府省からの第 1 次回答

認可地縁団体の合併に関する規定の創設やその他の手続きの簡素化等について検討する場合には、関係する制度との比較等を行う必要があると考えているところ、今後、本提案を含め、どのような対応が可能か検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

認可地縁団体制度は、地域の自主的・自律的な共同活動を行う重要な地縁型組織であって、組織の現況を活かした活動の制約要因にならない簡便な法人制度であることから、認可地縁団体の合併手続きについても更なる簡素化が図られる必要がある。このことにより、認可地縁団体の負担軽減や活動維持・継続等が期待されることから、是非とも早期の実現に向けてご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

第 1 次回答のとおり、認可地縁団体の合併に関する規定の創設やその他の手続きの簡素化等について検討する場合には、関係する制度との比較等を行う必要があると考えているところ、今後、本提案を含め、どのような対応が可能か引き続き検討を行ってまいりたい。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【総務省】
(1) 地方自治法(昭 22 法 67)
(i) 市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260 条の 2 第 1 項)については、以下のとおりとする。
・合併に関する手続きを新たに定める。
・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260 条の 17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。
・清算人(260 条の 24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260 条の 28 第 1 項)については、その回数を 3 回以上から 1 回とする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとして経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、第18条
経営力向上に関する命令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業等への更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議（第190回国会閣法第46号附帯決議）においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。

御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。

また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。

したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。

御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(12) 中小企業等経営強化法(平11法18)

事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:警察庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

代理申請等が困難な者に対する個人番号カード交付に係る対応方法及び判断基準の明確化

提案団体

岸和田市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

来庁ができず代理人の指定もできない者、認知症や障害等により暗証番号の設定をはじめ意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断基準の明確化。

このうち意思表示ができない者に関しては、例えば、認知症や一定の要介護認定を受けた者等については、カードの代理申請、電子証明書を含めた暗証番号の設定及び受取ができるような制度改正をしていただきたい。

具体的な支障事例

個人番号カードの交付には本人もしくは本人の指定する者が出頭のうえ暗証番号を設定することが必要であり、またカードの利活用には電子証明書の発行が必須である。

しかし、身体が不自由で出頭できず、かつ身寄りないため代理出頭を指定する者がいない者や暗証番号の設定等の意思を示すことができない者に対して交付する方法がないという問題がある。

代理出頭を指定する者がいない者に対する交付に関しては、政府が掲げる「令和4年度末にほとんどの住民がカードを所持する」という計画を踏まえると、本人の居所へ訪問し本人確認を行うといった対応は、現実的でなく実施は困難という現状がある。

意思表示をできない者に対する交付に関しては、国からは、認知症の方等の交付申請の意思の有効性を判断する一律の基準はなく、市町村において交付すべきか否かを判断していただく、といった内容が示されているのみである。

また、認知症や障害はあるが成年被後見人に至らないケースが数多く存在し、家族もしくは親族等が代理で申請したが、暗証番号を自身で設定できないため結果的に交付できないケースが発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行では申請さえできない者、カードが発行されているにもかかわらず交付できない者に対して一定の救済措置につながることとなり、トラブルも減少する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条、第42条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、中標津町、多賀城市、秋田市、東海村、桐生市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、豊橋市、田原市、枚方市、宇和島市、高知県、大牟田市、志免町、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県

○当市においても、認知症や療育手帳保持者などマイナンバーカードの申請意思が確認できないが、成年被後見人ではない方の対応に苦慮している。国はマイナンバーカードを申請することばかり宣伝しているが、本人の意思が必要だということが最初に周知されないため、家族等が申請した場合、いざ交付の段階になって「そんなことは聞いていない、受け取れないなら最初から手間をかけて申請しなかった。」と言われることが多々ある。また、代理交付にしても、障害の程度など明確な基準がないため、その都度担当の判断となっており、事務の煩雑や地域間の不公平につながっていると感じる。

○令和2年12月28日付で総務省自治行政局長より通知の『個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)』により交付に関し緩和されていますが、交付困難なケースもまだあります。本人確認は厳格に保持しながら交付基準が明確に判断できる方法等が示される事は必要と考えます。

○現行制度では、意思表示ができない者のマイナンバーカードや電子証明書の手続きを代理人が行いやすってしまうことは、悪用の危険性があるのではないかとと思われる。しかし、代理交付に対する判断基準が明確ではないことから、申請者との間でトラブルになることも少なくなく、市町村によって取扱いに差異が生じている状況と思われる。例えば、身体障害者であれば何の障害で、何級からが該当するであるとか、精神や知的障害者は来庁困難には該当しない等の基準を国に示していただきたい。

○同様の事例は、当縣市町村においても生じており、市町村により、認知症や精神障害等、意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断は異なっている。認知症や精神障害を患う者の親族および扶養者への説明に苦慮している市町村もあり、マイナンバーカードに係る住民サービスを受けられないことになると、平等性を保てない恐れがあることから、統一的な基準等は必要であると考えます。

○出頭が困難である理由を証明できない場合は、職員の訪問による状況確認等による運用で対応しているが、より一層の判断基準の明確化を求めたい。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードの交付にあたっては、不正取得等を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としているが、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、例外的に代理交付も認めているところ。

また、認知症や障害のある方については、申請者の御事情に応じて状況は様々であると考えられることから一律に判断基準をお示しすることは困難であるが、知的・発達障害者に対してマイナンバーカードを交付する際の留意事項について(令和3年6月30日総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡)において、交付申請者が保佐開始又は補助開始の審判を受けていること(すなわち被保佐人又は被補助人であること)が確認された場合等における対応方法についてお示ししているところである。

電子証明書の暗証番号については、マイナンバーカードを本人確認書類として対面で利用する場合は、暗証番号のみならず、券面や写真の確認を必ず行うのに対し、電子申請等において電子証明書を利用する場合は、暗証番号のみで本人確認を行うことになるため、公的個人認証サービスの信頼性を維持する観点から、代理人による電子証明書の暗証番号の設定を認めることは適当ではない。

ただし、暗証番号の設定が困難な利用者に対してはタッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行することは差し支えないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認知症等で意思表示ができない者等の多数は法定後見制度を未利用である。

令和3年6月30日付総務省マイナンバー制度支援室事務連絡では、「3(略)交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えない」とあり、一次回答では「設定が困難な利用者に対して、タッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行することは差し支えない」とあるが、「支援」「代行」に「暗証番号の考察、決定、意思表示」が包含されるかどうか、また、支援の具体的な内容をご教示いただきたい。

本市としては、すべての住民がマイナンバーカードを所持するためには「保佐開始または補助開始の審判を受けておらず、支援を経てもなお、暗証番号を自身で考察・決定し、意思表示することができない者」の存在を前提として、そのような住民もカードを受け取れる仕組みが必要と考える。

そのために、市町村により判断基準に差異が生じることのないよう、「保佐開始または補助開始の審判を受けておらず、事例で示す支援を経てもなお、暗証番号を自身で考察・決定し、意思表示することができない者」に対してもスムーズに交付できる仕組み・手続きをお示しいただきたい。
なお、示すことが不可能である場合は、「『支援』には暗証番号を代理で考察し決定し設定することは含まれないこと」及び「マイナンバーカードを交付することはできない具体的なケース」を明確に示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

電子証明書の暗証番号については、オンラインで本人確認を行う基礎となることから、その決定等は本人が行うべきものであり、その上で、代理人等がタッチパネルの操作を支援・代行することは、第一次回答のとおり差し支えないと考えている。
また、認知症や障害のある方については、申請者のご事情に応じて状況は様々と考えられることから、一律に判断基準をお示しすることは困難であるが、保佐又は補助開始の審判を受けていない方については、ご本人の意思を確認いただきながら暗証番号の設定を支援していただく必要があると考えている。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】
(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)
(ii) 個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

電子化文書の原本性の担保に係る法整備等

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。

具体的な支障事例

行政事務のデジタル化を進めるにあたって、文書の電子化(取得文書の電子化を含む)の取組みは必須と考えるが、電子化した文書、特に市民等から提出された押印付の文書の電子化(基本的にはスキャンのうえPDF化)にあたっては、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。この点、民間においては、e-文書法、電子帳簿保存法により、領収書等の押印付文書であっても、所定の要件を満たす場合は、原紙を廃棄しても、原本は当該書類を電子化した保存データであることが法令により担保されている。

一方で、行政文書の保存に関しては特段の規定がなく、電子文書の原本性を認めた裁判例もない状況では、少なくとも押印のある文書については、後日原本性に係る争訟になった際の証拠書類として裁判所から原本の提出を求められる可能性が否定できず、そのため廃棄できず保存しなければならない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子化された行政文書を正本・原本として扱うことで、原紙(押印された申請書等の紙文書)の保管スペースが削減できる。

さらに、原本の提出が求められた場合、検索時間が短縮され、行政事務の効率化に資する。

根拠法令等

公文書等の管理に関する法律第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、前橋市、川崎市、横須賀市、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都市、東大阪市、兵庫県、広島市、防府市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、宮崎市、小林市、沖縄県

○当市では、文書の保管スペースが少なく、スペース確保に苦慮している現状にある。電子化された行政文書を正本・原本として扱うことができれば、原紙を廃棄し、その分保管スペースを削減することができるため、制度改正が必要だと考える。

○当市では、現状の運用のままでは、数年後に行政文書の保管スペースが無くなることが予測されることから、文書の電子化の取組は必須であると考えている。

○当市においても、公文書の電子化を進めるに当たり原本性の問題が課題となっている。全国的な統一の基準が示されていない中では、相手方の押印や署名等がある紙原本について、電子決裁文書と同一の保存年限を取らざるを得ず、電子決裁文書と別に紙原本を保存することにより書庫の狭あい化を招くなどの課題を抱えている。加えて、内閣府大臣官房公文書管理課から発出された令和3年3月26日付け事務連絡では、「様々なフォーマットで作成された文書の長期的あるいは恒久的な保存方策については、重要な課題であると認識しており、公文書管理委員会で検討していく。」とされており、現段階では、どのフォーマットによる保存が適切であるか等についての具体的な基準が示されるには至っていないところである。当市では、公文書管理にPDF以外の電子文書ハンドリングソフトを利用しているため、今後の現用文書や歴史的公文書等の在り方を検討するに当たっては、「電子化された公文書の保存フォーマット」について、早急に全国的な統一基準を示した上で、その選択肢が無用に狭まることがないように要望する。

○当県では、令和4年4月から公文書管理システムを導入することとしており、庁内意思決定(決裁)の電子化とともに紙文書の電子化を推進したいと考えているが、電子化した行政文書の原本性が担保されていない状況では、紙文書で提出された文書も電子データとともに保存しなければならず、紙文書の電子化の推進に当たり支障になると考える。

○紙の行政文書であれば、経年劣化のため永久的保存が不可能であるが、電子化された行政文書であれば、永久的保存が可能となるので、歴史的公文書の保存に資する。

○令和3年3月25日付で内閣府大臣官房公文書管理課より、「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」が示されており、電子行政文書化の紙媒体の文書の扱いについても示されている。当市では、国の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の動きを踏まえて、押印廃止の取組みを進めており、その1つとして、令和3年3月31日付で公文書管理規程を改正し、紙文書の電子文書化に関する規定を新たに追加したところである。今後、電子文書化した後の紙文書の保管に関する簿冊を新たに設定するとともに、適正な管理に向けて市全体に周知を徹底する必要があると考えている。法令等で押印が必要とされている契約書等の文書の取扱いについては、電子文書化した場合でも原本性確保の観点から、紙文書を保存せざるを得ず、電子文書化への課題と捉えている。また、地方自治体全体の取組を促すためには、「地方公共団地における押印見直しマニュアル」と同様、紙文書の電子文書化に関する指針等の作成も必要である。

○電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。

○当市においても、書類の保管スペースは年々逼迫してきていることから、電子化した行政文書の原本性に関する技術的指針等が示されることは、問題の解決につながると考えられる。

○検索性等の事務効率化を図るための行政事務のデジタル化促進及びひっ迫する文書保存場所の課題解消に当たり、文書の電子化を進めていきたいと考えているが、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子文書の原本性が示されない限り紙原本を保存し続けなければならないことから、電子化の支障となっている。

○申請書や契約書など押印のある保存すべき文書が大量にあるため、書庫スペースの確保が問題となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府回答】

民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することは困難である。

(※電子的管理に関する内閣総理大臣決定に基づき、内閣府が行った通知に沿って適切に媒体変換された行政文書については、行政機関においては、正本として扱ってよく、紙媒体の書面に記載された事項と同一であると推定することになると考えている。)

<民事訴訟規則>

(文書の提出等の方法)

第一百四十三条 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

【総務省回答】

内閣府において法務省その他の関係機関と協議の上、整理していただく必要があるものと考えており、その内容を踏まえ適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

内閣府の第1次回答において、「民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、『裁判所は、(略)原本の提出を命じ(略)ることができる。』とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することは困難である。」とされているが、訴訟においては、押印等がなされた文書(原本)だけでは文書の真正性は担保されないとされており、本市としては、訴訟における原本の取扱いについて法整備を求めているわけではない。

e-文書法及び電子帳簿保存法においては、民間における領収書等の押印付文書について、所定の要件を満たす場合は、紙文書の保存に代えてデータでの保存ができることになっており、データの真正性が担保される。提案の趣旨としては、地方公共団体が保有する行政文書においても、これと同様に、押印等がなされた文書を電子化するにあたり、電子化後のデータの真正性が担保されるための要件整備を求めているものである。この点、令和3年3月25日付け内閣府大臣官房公文書管理課通知において、国の行政機関向けには紙媒体を電子媒体に変換する場合の留意点や電子化後の紙媒体の取扱い、さらに押印等がなされた行政文書を電子媒体にする場合の取扱いについても一定程度示されており、基本的には提案内容の趣旨と合致するものだが、地方公共団体向けに、データのフォーマットの指定など、より具体的な要件を定めていただく必要があると考えており、法整備又はマニュアル若しくは技術的な助言などで示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「内閣府において法令等により担保することは困難である。」との回答であるが、そのような取扱いとなれば、当初記載させていただいた支障事例のとおり原本の保管を行わざるを得なくなり、電子化の推進に支障が出ることとなる。民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」と規定されているのであれば「原本の提出」を「原本又は正本の提出」への法改正の働き掛けを含め、改めることを要望する。

【東大阪市】

民事訴訟法施行規則第143条第2項は、民間の文書についても適用されると考えられますが、民間においてはe-文書法、電子帳簿保存法が整備されるのと比較して、行政文書に限り、同様の法令により原本性を担保する整備ができない理由が不明確です。

また、訴訟における原本の取扱いにつき内閣府において法令等により担保することが困難とのことですが、一方で内閣府の通知において行政文書を媒体変換する管理手順を示し、電子化した文書を原本と同一であると推定するとしておられます。推定するとされ、その取扱いに至った見解を示していただきたい。

さらに、地方自治体に対しても技術的助言として基準を示していただくことで、自治体での紙媒体文書の電子化及びその保存について全国的に統一感のある取扱いが可能となり、推定にも一定の効果が見込まれることから、技術的指針の作成等を求めます。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

紙媒体の文書を電子媒体に変換する場合の扱いについては、内閣府において、国の行政機関向けに、考え方を整理した上で、令和3年3月25日付けで通知を行っている(所管する独立行政法人等への情報提供も依頼)。本通知においては、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)においては、紙媒体をスキャナで読み取って電子媒体に変換し、当該電子媒体を行政文書の正本として管理することが可能である(他の法令により紙媒体が必要な場合を除く。)ことや、その際の手続上の留意点を定めている。また、訴訟対応など、念のため紙媒体を保存しておきたい場合は、全部又は一部を保存しておくことができるとし、その際の手続についても定めている。

公文書等の管理に関する法律は、国及び独立行政法人等における文書管理について定めるものであること、また、地方公共団体はそれぞれが文書管理のルールを定め、その実態や電子化の状況も多様であると考えられること等を踏まえると、内閣府において、地方公共団体向けに具体的な要件を定めることは困難であるが、国等の考え方が地方公共団体の取組の参考になると考えられることから、上記通知について、同月26日付けで、地方公共団体向けに情報提供を行ったところである。

併せて、内閣府が本年8月に開催した地方公共団体(都道府県・政令指定都市)向けのオンラインフォーラムにおいては、電子媒体への変換後の紙媒体の扱いに関する質問もあったことから、今次ご提案における「具体的

な支障事例」も念頭に、国の考え方を説明したところであり、地方公共団体の参考となるよう、今後、同フォーラムの議事概要を共有することとしている。

なお、媒体変換後の電子媒体の保存フォーマットについては、行政文書の保存期間において、見読性が担保される適当なフォーマットで保存することが必要であると考えており、本年3月25日付けの通知では、一例としてPDFファイルを挙げているが、これに限定するものではない。

引き続き、国の方針について、地方公共団体の参考となるよう、積極的な情報提供に努めてまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(13) 公文書等の管理に関する法律(平21法66)

地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。

(関係府省:内閣府)

[措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

届出様式等における性別記載欄の削除

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める

具体的な支障事例

【提案に至った背景】

当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった(以下参照)。

【支障事例】

性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。

【措置を求める届出様式等】

法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。
市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、借地権申告書、権利変動届出書

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各種届出様式等から性別記載欄を削除することにより、性的マイノリティの方にとっての各種行政手続における心理的負担を軽減することができ、行政サービスや支援の積極的な利用を促し、ひいては誰もが性別に関わりなく自分らしく生きることができる社会の実現に寄与する。

根拠法令等

地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第11条、介護保険

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、福井市、山梨県、長野県、半田市、西尾市、枚方市、西宮市、鳥取県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎市、延岡市

○県内においては、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、各種届出様式等における性別記載欄の見直しを実施した自治体がある。当市においても、事務レベルではあるが、各種届出様式等における性別記載欄の見直しについて、検討している。法令等で定められている届出様式等については、市に様式変更の裁量がないため、性別記載欄の削除の対象外とせざるを得ない。本件提案において指定されている届出様式等については、早期に性別記載欄の削除を実現するとともに、これら以外の届出様式等についても、当該業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行う必要があるものとする。

○平成 30 年度に実施した性的少数者当事者の意見交換会でも「アンケートであれば自分で思っている性別に丸をするが、公的な書類では私文書偽造に該当するのではと迷ってしまう」「何のために性別記載が必要なのか根拠がほしい」など、性別欄に関する不安の声をいただいております。性別欄が不必要と思われる申請書等に関しては法改正を行う必要があると思われる。また、職員向けにアンケートを実施した際には「市民の方から性別欄の記入を拒否された」「市民の方から性別欄(男・女)の「・」に○をしてよいか申し出があった」など、対応に苦慮する場面も生じている。当市では市の総合計画に基づき性別欄削除の基本方針を定めており、個人の性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消を図るため、毎年度庁内照会を行い、市が発行する申請書・通知書の性別欄削除について必要性を検討し、不必要と判断できる場合は削除を行っている。当市では、年1、2回ほど、市のパートナーシップ宣誓制度利用者と意見交換会を設けているが、その中でも性別欄削除に関する意見をいただいている。

○当市においては、性的マイノリティの当事者から直接多くの御意見をいただいているわけではないが、自身の性自認と一致しない性別を様式上で選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされること等について、当事者が苦痛に感じている可能性が非常に高いことは、想像に容易い。また、不必要にも関わらず、男女のみを前提とした性別記載欄への記入を求めることは、性別が男女のみしかないという無意識の浸透に繋がり、性の多様性に関する社会的な理解促進の妨げとなる可能性がある。

○平成 29 年度に申請書・証明書の性別表記について調査を行い、性的マイノリティに配慮し、表記の見直しを庁内に呼びかけてきた。3年間の呼びかけで 108 件の見直しが見直しができたものの、当初から見直し不可との回答があるものがあり、その中には法律上の制限によるものが見受けられた。

○当市が規定する届出書については性別の記載を削除したが、国の規定に基づいた届出書は性別の項目が残ったままとなっており、トラブルになるケースがある。

○当市においても提案団体同様に市で定めている様式のうち、業務上性別を記載する必要がないと判断したものに關しては、性別記載欄を削除したが、法令等によって定められた様式は、変更ができないため性別記載欄を残したままであるのが現状である。性的マイノリティの方の配慮をするのならば、市で定めている様式だけでなく法令等に基づく様式についても性別記載欄の有無を統一する必要がある。

各府省からの第 1 次回答

○概要

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、地方税法の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいります。

国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、事務連絡において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。

年金手帳再交付申請書については、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降、国民年金手帳に代えて作成及び交付される基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性

別」の記載は要しないこととする。

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

農業者年金関連の2裁定請求書について、新農業者年金は積立方式であり、年金額の算定は、平均余命の違いにより男女別々に行っていることから、裁定請求書へ男女の明記が必要。旧農業者年金は、賦課方式であり、制度上、男女による差がないため、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。

(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式は、氏名や住所、生年月日を記載し、申告特例申請書は個人番号も記載するため個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要である。

医療や介護では、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があるため、被保険者証に性別を記載する代わりに表記方法を工夫することは有効な手段である。このたび見直しを提案する認定証等は、被保険者証に添えて医療機関等の窓口へ提出する書類であり、性別確認は可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認でき、性別記載欄は不要である。

小慢関連の2書類については、令和3年7月に取りまとめられた意見書のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

年金手帳再交付申請書及び経営所得安定対策等交付金交付申請書は、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。

旧農業者年金は、業務上性別を把握する必要がなく、裁定請求書に記載する記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であり、性別記載欄は不要である。新農業者年金は、加入時に提出する加入申込書等で性別を把握できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要である。

区画整理関連2様式について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償に必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができ、住民票の写しの交付により選挙人名簿の作成は可能であり、性別記載欄は不要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

今回提案の【措置を求める届出様式等】に限定することなく、業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行うなどの全省的な対応が必要と考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

本提案の実現に向けて必要な対応を求める。

各府省からの第2次回答

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。

国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出するものであり、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できる。また、当該証を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、当該証の性別欄以外の記載内容を被保険者証と照合することで可能である。以上を踏まえ、当該証の性別欄は削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。

小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。

年金手帳再交付申請書については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないことといたしました(令和4年4月1日施行)。

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。農業者年金関連の2裁定請求書について、旧農業者年金では、男女の選択肢をなくすなどを検討するが、新農業者年金の年金額算定に係る完全生命表の補正データ(男女別死亡年齢)を収集することが必要である。新農業者年金では、加入後に戸籍上の性別が変更される場合も想定される。これらの理由から、性別記載欄は必要である。

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。(別紙あり)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(5) 地方税法(昭25法226)

(i) 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(附則7条4項及び11項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第 25 条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供

提案団体

伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険税賦課に必要となるため、地方税法第 20 条の 11 に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第 25 条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。

※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や補完資料の提供等により市町村が所得把握をしやすくすることを求めるもの。

具体的な支障事例

租税特別措置法第 25 条に基づく肉用牛の売却による農業所得の課税の特例により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却に伴う所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならない。したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免税前の所得を把握する必要がある(市町村民税においても均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。

国税連携システムによって、市町村は、①e-Tax により申告のあった者については確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみを確認できるが、租税特別措置法第 25 条の適用があったにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち、確定申告書 B 第一表の④に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「措法 25 条」と記載のないもの)が、当市ほか共同提案団体でも見受けられ、国民健康保険税の課税漏れや遡及課税が発生する要因となっている。

免税前の所得については、国民健康保険税の適正課税だけでなく、介護保険料の算定にも必要となることから、租税特別措置法適用者の確実な把握が求められる。

※当市においては、確定申告書 B 第一表農業収入・所得欄に数字があるもの(令和3年 1,568 件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書 B 第一表④に「免」と記載のあるもの、第二表の特例適用条文欄に「措法 25 条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免税外所得があったもの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を謄写し把握しているが、把握に係る事務が膨大となっている(令和3年 35 件)。

(参考)当市で発生した遡及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ)

- ・平成 30 年度処理 2件(平成 28 年度分、平成 29 年度分)
- ・令和元年度処理 1件(平成 30 年度分)
- ・令和2年度処理 2件(平成 30 年度分、令和元年度分)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

租税特別措置法第 25 条により免税となった肉用牛の売却所得がある者を正確に把握することができることから、課税漏れや遡及課税等を防ぐことができる等、国民健康保険税の適正な賦課を行うことができる。国税連携システムで把握ができない情報について、別途税務署に赴き閲覧等を行う事務負担が大幅に軽減される。

【求める措置の具体的内容の補足】

（国税連携システムに係るデータ連携書類の拡大（規制緩和）を求めることは、過去令和元年No.113 で既に議論済みと承知している。本件については、データでの閲覧を規制されている紙媒体での確定申告に係る添付資料に基づく情報（特措法適用者情報）について、国税連携システムによらずに情報提供を可能にする（または可能であることを明確にし、協力要請に応じることを改めて周知する）よう求める提案である。）

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11
租税特別措置法第 25 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、海老名市、山梨県、長野県、京都市、高松市、久留米市、長崎市、山鹿市、宮崎市

○当市では、申告書に「第 25 条」や「免」の表記がなければ、25 条を適用していないものとし課税を行っている。しかし、e-Tax 以外の申告書については職員が一件一件表記がないか確認しなければならず、確実性に欠けた状況である。農政担当部局の協力のもと、牛農家の一覧と免牛所得の申告者を照らし合わせるなど、改善を検討しているが、時間がかかる作業であり、毎年の当初賦課業務のルーティンに組み込めていない。
○所得を正確に把握することで適正な国民健康保険料の賦課ができる。

各府省からの第 1 次回答

e-Tax 以外の紙媒体で提出のあった申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる以下の仕組みが整備されているため、対応しない。
税務署では提出のあった申告書をデータ入力する前に、肉用牛の売却に関する特例適用者については、申告書第 1 表の右下にある税務署整理欄の「H」欄に「1」又は「3」と補完記入することとしている。申告書のイメージデータは地方公共団体にデータ連携しており、申告書イメージデータの税務署整理欄「H」欄を確認することで、当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答を踏まえ、申告書第 1 表右下税務署整理欄の補完記入について、当市の過去 3 年分の紙媒体で提出のあった申告書のうち、租税特別措置法第 25 条適用者の申告書について、H 欄を確認したところ、補完記入漏れが見受けられ、その中には、「○免」及び「措法第 25 条」の記入が漏れていて、かつ、H 欄が記入されていないものも見受けられた。このような状況では課税漏れや遡及課税はなくなり、適正な課税につながらない（補足資料参照）。

また、何より特例適用者を正確に把握するための確認作業は膨大で大変苦慮している。税務署から提供された申告書第 1 表農業収入・所得欄に数字があるものの中から「○免」及び「措法第 25 条」の記載のあるものを確認するほか、記入漏れに備えて、前年申告で免税となった者等についても「肉用牛の売却による所得の税額計算書」もしくは「収支内訳書」の確認に必ず税務署へ赴いている。そこまで努めていても「○免」及び「措法第 25 条」の記入が漏れている特例適用者を把握しきれない事を制度上の問題と認識している。

次に、第 1 次回答中「当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。」とのことだが、現状、紙媒体で確定申告書の提出を行った者については、このデータ連携で課税に必要な情報をすべて確認することができないため、「税額計算書」等の確認に必ず税務署へ赴くこととなり、当初課税時の事務の負担となっている。

第 1 次回答において、「e-Tax 以外の紙媒体で提出のあった申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる（略）仕組みが整備されているため、対応しない。」とされているが、以上の状況を十分に勘案していただいた上で、地方税法第 20 条の 11（事業者等への協力要請）に基づき、市町村から

税務署に協力要請があった場合には、租税特別措置法第 25 条適用者については、関係資料の閲覧だけではなく、一覧表等による情報提供に協力するよう周知徹底することを求めるものである。
適正な国民健康保険税の課税及び市町村の事務負担軽減のため、引き続きご検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

各府省からの第 2 次回答

税務署整理欄の補完記入漏れが見受けられるとの指摘を踏まえ、各国税局・税務署に対し、改めて事務処理手順の徹底を注意喚起することとした。
また、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」や「収支内訳書」のデータ連携や、租税特別措置法第 25 条適用者の一覧表等による情報提供への協力については、令和 8 年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税の eLTAX のシステム更改に際し、国税・地方税双方の閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(6) 地方税法(昭 25 法 226)及び租税特別措置法(昭 32 法 26)

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。)25 条)については、以下のとおりとする。

・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法 25 条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分 H」欄に「1」(措置法 25 条適用者)又は「3」(措置法 25 条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。

[措置済み(令和 3 年 10 月 27 日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)]

・「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和 8 年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体の間での閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:財務省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における徴収金収納事務の私人委託

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業における公立公営の放課後児童クラブに係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令第158条を改正し当該徴収金の歳入区分を私人委託可能な項目として加える、又は児童福祉法等の個別法令に私人委託を可能とするよう定めるなど、当該徴収金の収納事務について私人に委託することを可能にすることを求める。

具体的な支障事例

地方自治法第243条において、法律又は地方自治法施行令に特別の定めがある場合に限り、公金の徴収若しくは収納事務を私人に委託することができることとされている。これを受けて、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に徴収や収納事務を委託できる歳入区分が列挙されており、使用料や手数料については私人委託が可能とされているが、負担金については列挙されておらず、私人委託が認められていない。放課後児童健全育成事業の徴収金については、児童福祉法上、私人委託が認められておらず、また、当市では、当該徴収金を「負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分には当たらない。したがって、当該事業については、地方自治法第243条により私人への委託が制限されることとなり、当該徴収金は現金納付又は口座振替での納付に限られている。

放課後健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難であることが多く、決済のキャッシュレス化が進む中、コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付を希望する声が多く寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

様々な納付方法を選択できるようになることで、利用者の利便性が高まることに加え、徴収金の納付率の向上にもつながると考えられる。

根拠法令等

地方自治法第234条、地方自治法施行令第158条第1項、児童福祉法第34条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、豊橋市、豊中市、広島市、小林市

○当市においても、児童クラブ利用料については、諸収入としているため、地方自治法施行令第158条第1項において列挙されている歳入区分に該当せず、私人委託が認められない。今後、キャッシュレス化が進む中で、

様々な納付方法が認められれば、利用者の利便性の向上を図ることができ、また、現在支援員が行っている収納業務の負担軽減も併せて進めることができる。

○放課後児童クラブを利用する保護者には、口座振替による納付を依頼しているが、口座振替が未登録の者や滞納者は納付書での支払いとなる。放課後児童クラブを利用する保護者の多くは、日中就労していることから、銀行窓口で納付を行うのは困難であり、コンビニエンスストア等の納付方法を希望する意見が多くある。納付を銀行窓口に限ることで、利便性が悪く、滞納する者も一定数いることから、利用料の収納率にも影響がある。

○コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付ができないため、仕事で銀行に行く時間がない家庭の利用料納付が遅れている。

○本市においても同様に「負担金」として徴収しているため、納付率向上が課題となっている中で、納付書による支払いが指定金融機関に限られることから、利用者から支払いが困難である旨の意見が一定数ある。

○本市でも、当該徴収金を「負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分には当たらず、当該事業については、地方自治法第 243 条により私人への委託が制限されることとなり、当該徴収金は納付書納付又は口座振替での納付に限られている。放課後健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難であることが多く、決済のキャッシュレス化が進む中、コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付を希望する声も多い。納付方法が広がることで、利用者の利便性が高まることに加え、納付率の向上、滞納額の縮減にもつながると考えられる。

○本市では、当該徴収金を「分担金及び負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分に当たらない。したがって、口座振替または現金納付に限定されている。放課後健全育成事業の利用者からは、口座振替の手続きが間に合わず、納付書を送付し、銀行にて納付する手続きに、コンビニエンスストア等の納付を望む声は多い。民間の習い事や塾などは、コンビニエンスストア等の銀行以外での納付が一般的である。

○放課後児童健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難である。様々な納付方法を選択できるようになることで、利用者の利便性が高まることに加え、徴収金の納付率の向上にもつながると考えられる。

○本市では、現在、長期休業中における延長利用について利用料を徴収しているが、歳入を「雑入」としているため、私人への収納委託(コンビニ収納)ができず、金融機関での窓口納付又は口座振替での徴収に限られている。この度の提案が実現すれば、本市においても私人への収納委託(コンビニ収納)ができるようになり、収納率の向上にもつながる。また、放課後児童クラブの利用者の多くは、日中就労等しており、金融機関での納付が困難であるため、コンビニエンスストア等での納付が可能となれば、利用者の利便性が向上する。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の徴収金が、現行の地方自治法第 243 条及び同法施行令第 158 条に基づきその徴収又は収納の事務を私人に委託することができる歳入に該当するか否かについて、まず、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業を所管する厚生労働省において明確化すべきものとする。その上で、地方自治法第 243 条は公金の取扱上の責任の明確化と公正の確保の観点から原則として私人の公金取扱いを制限している規定であるが、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合」については例外が認められるものであり、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業における徴収金について、仮に同事業の実施主体である地方公共団体から私人への徴収委託を可能とするべきというニーズがあるのであれば、第一義的には同法及び同事業を所管する厚生労働省において検討すべきものとする。

なお、総務省としては、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 2 年 12 月 18 日閣議決定)」に基づき、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討することとしているが、その検討においても放課後児童健全育成事業の徴収金の取扱いについては、同事業の所管省庁である厚生労働省においてこの徴収金の性質を明確化して頂くことが必要であるとする。

【厚生労働省】

現在、総務省において、負担金、分担金等について、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 2 年 12 月 18 日閣議決定)」に基づき、「負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討」されているものと承知しており、厚生労働省としては、それと別途に、放課後児童健全育成事業の利用料について検討することは考えていない。

また、放課後児童健全育成事業の利用料を徴収している場合において、コンビニエンスストア納付等を可能にしている地方公共団体の例もあることから、そのような事例も参考にさせていただきつつ、放課後児童健全育成事業の利用料について私人にその徴収又は収納を委託することができる歳入科目として計上することも可能である

と考えられることから、必要に応じて検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において示された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づく、負担金、分担金等について私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入としての検討にあたって、当市において放課後児童健全育成事業の徴収金の歳入科目として整理している『負担金』についても、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるよう迅速な対応を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【総務省】
第1次回答のとおり、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づき、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で引き続き検討を行ってまいりたい。なお、その前提として放課後児童健全育成事業を所管する厚生労働省においてもこの徴収金の性質を明確化して頂くことが必要であると考え。

【厚生労働省】
厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用料については、法令上規定されているものではなく、地方自治体により利用料を徴収していない地方自治体もあるほか、利用料を徴収している場合であっても、その利用料の性質は地方自治体ごとに様々であること等を踏まえつつ、総務省において行われる検討に必要な協力を行ってまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【総務省】
(1) 地方自治法(昭22法67)
(ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供

提案団体

北広島市、船橋市

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与する。

根拠法令等

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について(周知)(令和元年6月27日付け総務省自治税務局企画課事務連絡)
住民基本台帳事務処理要領5-10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、東海村、桐生市、八王子市、川崎市、長野県、中野市、豊橋市、田原市、枚方市、兵庫県、出雲市、府中町、香川県、宇和島市、久留米市

—

各府省からの第1次回答

DV等被害者の保護は重要であると認識しており、ご提案のような事例について、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「どのような対応が考えられるか検討してまいりたい」とのことであるが、少なくとも、通知等に基づく措置情報の転送先市町村例として、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、相談機関等及び市町村へ周知いただきたい。
また、DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与するため、対応について直ちに検討及び実施していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

DV等支援措置の申出を受けた市町村から、申出者の固定資産等の所在市町村に対して、DV等支援措置の情報を連携する方法について、自治体の実務も踏まえ、適切な対応について通知を発出することを検討したい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。

・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(関係府省:内閣府、警察庁及び厚生労働省)

・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。

(関係府省:内閣府、警察庁及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方税法第 354 条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧方法の見直し

提案団体

北広島市、恵庭市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要となる所得税又は法人税に関する書類について
【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。
【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。
※当該市町村を所轄する税務署以外

具体的な支障事例

【支障事例】
地方税法第 354 条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならないため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。
【制度改正の必要性】
固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店住所地等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に要する時間及び経費の関係から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。
※当市においては、このような事例が年間 200 件程度ある。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより確実なものとなる。
市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び税収確保が図られる。

根拠法令等

地方税法第 354 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、苫小牧市、美唄市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八尾市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市

○当市では償却資産の年間申告件数約 8,500 件（法人約 5,200 件、個人約 3,300 件）のうち任意抽出にて法人約 50 件、個人約 10 件程を管轄の税務署にて閲覧・複写しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等が負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考える。

○当市においても太陽光発電設備等について同様の支障事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中でも、所得税については償却資産の推計課税に必要な収支内訳書等（減価償却費の計算部分）の書類が添付されていない場合が多々あるが、所轄税務署に臨場すればその書類が添付されているケースがある。電子的な手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能となった場合、添付書類等の改善が必要と思われる。

○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、実際に調査をすることができなかったこともあるため、提案内容に賛成する。

○当市においても地方税法第 354 条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙台帳を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて実地調査できる件数も増やせることから、より公平で適正な課税に繋がると考える。

○当市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対応し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が出来れば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の遡憑を促す効果が得られる。

○新規に事業所を設置した事業者等において、翌年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の遡憑を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では関与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。当市においてこのような事例は年間 20 件程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者の理解と協力を得ること、将来的に悪質な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。

○提案団体が示す支障事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類（以下「国税資料」という。）の閲覧等を行うための日程調整等を要すること、国税資料の閲覧等が1税務署当たり1～2日程度の時間を要すること、遠方の税務署になると移動時間が往復で2時間程度要する場合があること等の理由から効率的な調査が行えていない。当市においても遠方であること等が理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間 300 件程度ある。法人においては地方に支店が所在していることが多いため本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すことで、公平・適正課税に繋がると考える。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がる点からも必要であると考えます。

○国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ出向き閲覧しているが、移動に時間を要し、また記録にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。

各府省からの第1次回答

国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。

また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要がある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムである eLTAX を経由すれば、国税から連携された電子申告書等データを地方団体において電子的な閲覧が可能となっている。

このため、国税・地方税双方の電子申告の利用率向上を図ることが重要であり、電子申告の利用促進やシステムの利便性向上を引き続き図っていくこととしている。国税の基幹システムの刷新と地方税の eLTAX のシステム更改が令和8年度に予定されており、それを踏まえて、書面提出された書類に関するデータの連携など、閲覧

事務の更なる効率化について、検討してまいりたい。

なお、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査の電子化に関しては、調査対象法人以外の税務情報まで幅広く市町村が閲覧できる状態を防止する方策など、税務上の秘密保持を含めた検討を重ねる必要があると認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和8年度のシステム更改時に併せて、更なるデータ連携について検討いただけるとのこと、ぜひ実現いただきたい。

上記全般的なシステムの見直しにおいて、求める措置の第一である、固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な書類について「国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること」についても検討いただけるものと理解しているが、本件提案の趣旨を踏まえ、確実に実現いただきたい。

求める措置の第二である、「市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること」は、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査について、現行制度では、遠方地の税務署まで直接臨場し、書類を「閲覧」又は「記録」することしかできず、「提供」を求めることはできないことから、当団体だけでも年間数百件もの調査を断念せざるを得ない状況であることや、税務署への臨場に要する旅費が1件に対し10万円を超える事例があるなど、償却資産の課税に大きな支障が生じている状況であることを踏まえ、システムの更改を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。

固定資産税のうち償却資産の賦課徴収は、登記制度がないことから、納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合には、適正に申告いただいている納税義務者との不公平をなくす観点からも、市町村はできうる限りの調査を尽くす必要があると認識している。

税務行政運営上、国と市町村は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿書類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができるとされており(国税通則法第74条の12)、市町村までの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御勘案いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところであり、今後も引き続き双方で取組を進めていくことが重要である。求める措置の第二の提案の実現に当たっては、システム的には、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改より前には対応が困難である。また、運用により対応できる措置については、新たな事務負担が生じる可能性があることから、課題等の整理が必要である。

令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改では、国税・地方税双方の閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(5) 地方税法(昭25法226)

(ii) 償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国

税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
(関係府省:デジタル庁及び財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定めた指針を策定すること等により明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当市では、令和3年3月、DV等支援措置決定時における市区町村間の情報伝達が不十分であったことを原因とする、情報漏えい事案が発生した。具体的には、当市でのDV等支援措置対象者が転出し、転入先の市区町村でDV等支援措置を申し出た際に、当市でのDV等支援措置時の者とは別の者を加害者として追加して申し出していたが、転入先の市区町村から電話連絡があった際に、加害者氏名の確認を行わなかったため、既存のDV等支援措置情報における「加害者に関する情報」が更新されず、転入先の市区町村から申出書の写しが転送されるまでの間に、新たに追加された加害者からの請求に対し、DV等支援措置対象者の転出先(現住所)の記載された除票の写しを交付してしまった。

【制度改正の必要性】

「住民基本台帳事務処理要領」及び「平成27年9月4日付け総務省通知」において、当初受付市区町村は、「申出書の写し」を関係市区町村に転送(郵送)することとなっているが、その間に、加害者から住民票の写し等の交付請求があった場合の対策として、申出の受付日当日、当初受付市区町村から関係市区町村への電話で「仮止め」を行うことが全国的な通例となっている。しかし、その「仮止め」に関して示された通知等はなく、伝達内容が統一されていない。実際の運用では、DV等支援措置対象者を特定する情報(住所・氏名・生年月日など)のやり取りのみが行われる場合がほとんどで、加害者名に関する情報伝達が、十分に行われていない現状にある。このため、今後も同様の支障事例を発生させるリスクが常に存在している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

DV等支援措置の申出を受理した市区町村が関係市区町村に対して行う「仮止め」依頼の連絡から、関係市区町村に「申出書の写しが到着する」までの期間は、DV等支援対象者の避難から間もないタイミングであり、加害者が避難先の住所探索を行う可能性が想定されるため、統一した取扱いを定めることで、想定外の事案への事前対策を行うことができると考える。また、DV等支援措置申出者は年々増加しており、個々の事例において、市区町村が配慮し、秘匿すべきとされる事項も増大している中において、市区町村の正確な事務処理につながる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領第5-10-エ

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について(平成27年9月4日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、中標津町、多賀城市、いわき市、ひたちなか市、東海村、桐生市、練馬区、山梨県、長野県、中野市、掛川市、知多市、田原市、京都市、豊中市、兵庫県、府中町、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、熊本市、延岡市、鹿児島県

○支援措置申出者について、記載の本籍地や、前住所地等については戸籍届の提出時のように他市町村への照会が行われておらず、申出者からの聞き取りや、申出書の記載内容によって仮ブロックの依頼を行う。以前、新本籍編成後に住所を変更したと聞き取っていたにもかかわらず、前本籍地で現住所が記載されていた事例があった。聞き取りだけでは十分でなく、前本籍地に必ず確認が必要であることが事例により認識できた。申出者や併せて支援を求める者、加害者のほか、現住所が推測されそうな住所地の記載があるか否かも含め確認が必要であり、情報連携が重要である。

○市区町村により新措置の運用が異なることから、支援措置対象者が転出する際には支援措置の担当者から転出先にどのような手続きが必要か問い合わせしており、その分手続きに時間がかかってしまう。結果、支援対象者の手続きに置ける待ち時間が長くなってしまふ。

○「仮止め」期間中に加害者から住民票請求があることも多く、統一化した対応が求められる。

○申出を受理してから関係市町村への送付までに、急ぎ処理をしても2~3週間ほどかかっている現状である。提案の支障事例におけるリスクは当市にも同様に存在している。

○申出者も年々増加し、それぞれの状況を確認して記録の管理や情報共有を図っていく中でチェック体制の強化も慎重に進めているところではあるが、統一した指針の策定が望まれる。

○市区町村間の情報伝達の方法について、統一かつ具体的な方法等が示されていないため、情報伝達の際に正確な意思疎通を図ることが困難な状況が生じている。

○当県内の自治体において、同様の支障事例があり、県としても改正を望む。

○DV等支援措置事務において、統一した対応方針が求められる場面は申出時の「仮止め」の連絡事項以外にも散見する。先日、DV被害者等の記載のある戸籍謄本の取り扱いについて、法務省から事務連絡があったが、案件によって判断に苦慮することや自治体間で運用に差異が生じることが懸念される。そこでガイドラインの制定や、戸籍法施行規則や通達等の制度化されると、市町村が統一した判断の下、円滑な対応ができる。

各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえ、DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底のため、「仮止め」の連絡の不備を原因とするものも含め、DV等支援措置に関する最近の漏えい事案や考えられる対策等について、通知を発出するなど、市区町村への周知について検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市区町村が通例として行っている「仮止め」を正式な手続きとして定め、以下の①~③などについて明確にさせていただくとともに、「仮止め」の際に市区町村間の担当者が使用する共通のチェックリスト等の作成をご検討いただきたい。

①伝達方法(電話、FAX、eメールなど)

②伝達内容(DV等支援措置対象者の氏名・現住所・生年月日・加害者に秘匿すべき前住所地の住所及び本籍地または前本籍地・加害者名・加害者との関係など)

③その他確認事項(前本籍地の戸籍の附票に現住所が記載されていないかなど)

また、第1次回答でご回答いただいたように、「仮止め」の件以外においても、全国の様々な支障事案が繰り返されることのないよう、実務に即した対策を伴う事案を共有する通知を速やかに発出していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案団体からの見解を踏まえ、「仮止め」の運用やDV等支援措置に関する最近の漏えい事案について、年内に通知を発出することとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。

・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。

具体的な支障事例

当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。
多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求であることから、住民基本台帳法施行条例の改正による対応では根本的な問題解決に至らない。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回している場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。
所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。
なお、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の空家対策担当部局が住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになることで、本人確認情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が早期に空家所有者を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の12第1項第1号、住民基本台帳法別表、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第4条、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、中野市、西尾市、小牧市、長岡京市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県

○住民票請求は年間120件程度。

○当市では、年間約 200 件(現時点では延べ 1,000 件超)の空き家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空き家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空き家を早期に解決する上で、支障をきたしている。今回の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大の提案が実現することにより、迅速な所有者特定ができ、危険な空き家の早期解決に繋がることが期待できる。

○空き家の所有者を特定するためには、所有者の住民票の取得、本籍地の確認、戸籍等の書類の取得、相続人の住民票取得等他自治体に書類の送付を依頼する事務手続きがある。通常相続人は、複数人おり、相続人の住所地の自治体が異なる場合はそれぞれの自治体に住民票等を請求しなければならないため、多大な時間と労力を要する。住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。

○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。

○区においても、年度によってバラつきがあるが、多い年度で 20 件以上の公用請求があり、5割超が区外への公用請求であり、申請から回答まで1週間程度を要しており、同様の支障事例が生じているため、制度の改正が必要である。

○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能とさせていただきたい。

○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、所有者が複数の市をまたぐ異動を行っている場合、現在の住所を確知するまでに手間や時間を要する。

○空家等近隣住民からの相談で、空家等の状態から緊急性のある対処が必要なものに対し、所有者調査に時間がかかっているため、処置が遅れるケースがあった。また、本市の空き家所有者調査は 1,000 件以上見込まれ、市内の戸籍情報取得に公用請求時の改変不可用紙の費用が多いため、費用負担で公用請求担当部署から相談があった。

○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空き家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝にて所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。

○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。

○当市でも年間約 100 件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数か月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。住民基本台帳ネットワークシステムによる調査が可能となれば事務の効率化が図られ、空き家等に関する諸問題の早期解決につながると考えられる。

○当市においても、管理不全の空き家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空き家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空き家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空き家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとするについて、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨をご理解いただき、感謝申し上げます。必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山陽小野田市】

住民基本台帳別表に管理不全空き家の所有者等の特定に関する事務を加えることで、住基ネットの情報を利用することができるので、速やかに対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合

(関係府省:国土交通省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能である」とされている(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣副第396号ほか))。

さらに、カードの交付事務に係る統合端末の操作について、「個人番号カード交付前設定(端末情報と券面情報の照合)」の操作権限のみに限定して、民間事業者への委託が可能とされたところ(「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託することが可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日付け総行住第212号))。

【支障】

カード交付前の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基カード又は再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機械的な作業であるが、情報漏洩防止のため民間委託が認められていない。

暗証番号設定に1分程度/枚、旧カードの廃止処理(新規交付者の1割程度が該当)に2分程度/枚を要するため、例えば1日あたり500件程度のマイナンバーカードを交付する自治体では10時間/日の業務量となる。令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるが、自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

令和4年度末までにほぼすべての住民がマイナンバーカードを取得するという国の目標を達成するため、真に職員のみが実施すべき事務に注力できる合理的なカード交付体制の確立に資する。

根拠法令等

マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付け閣副第396号、府番第117号、

総行情第 49 号、総行往第 83 号)、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(令和2年 12 月 28 日付け総行往第 212 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

札幌市、旭川市、つくば市、東海村、桐生市、千葉市、江戸川区、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、浜松市、豊橋市、宝塚市、たつの市、府中町、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮崎県、延岡市、沖縄県

○基本的に派遣職員は統合端末が使用できないため、市民からの問い合わせに対し、統合端末で調べる事柄になると、会計年度任用職員以上の職員が対応せざるをえなくなっている。提案市の意見のとおり、暗証番号の設定なども手が空いた時に派遣職員が行うことができれば、正規職員の膨大な時間外業務の削減にもつながり、また、交付率をあげるための計画等に注力することができる。

○規制緩和されることで一連の事務処理の委託化がスムーズに移行出来ると考えます。特に担当の所属、担当職員は人員の確保、人員の教育指導、作業指示等に時間を費やすことが多く今後長期的に又安定的な業務をするにあたり委託の選択肢も必要と考える。

○一部の業務が委託できないことにより、委託化のメリットが薄れていると思われる。令和4年度までのマイナンバーカード交付に限らず、普及した後の更新業務についても年によって膨大な事務量となることから、職員での対応は難しく、委託の可能範囲を拡大する方向で検討していただきたい。

○令和4年度末にほとんどの住民が個人番号カードを取得する目標を実現するために、同カードの普及促進の強化が図られると予想される。それに伴い市区町村の交付事務も煩雑になることから交付事務の円滑化を図ることも重要であると考えます。

○申請時来庁方式のカード交付に係る暗証番号の設定や出張申請の際の本人確認など、外部委託ができないことで、大規模な政策を打ち出すことができない現状がある。規制緩和がなされれば、民間活力を利用し、大幅な交付率増加が見込まれる。

○委託できる業務に限られているため、カード交付には市町村職員が必要となっており、十分な交付体制を確保することが難しいため、交付通知書の発送数を調整するなどして、現在の体制で交付可能な分量を交付している状態である。出張申請においても、委託職員だけでは交付が完結しないため、現状、市町村職員で対応可能な分のみ受付を行っている。委託可能となれば、より多くのカード交付を行うことができる体制を整えることができ、交付率上昇に繋がる。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバーカードの交付に関し、民間委託が可能となる事務は、一連の交付手続中、公権力の行使にあたらぬ事実行為に限られるところ。また、統合端末操作の民間委託にあたっては、本人確認情報の漏洩の危険性に留意しつつ、委託する事務の遂行に必要な範囲に限定した操作権限を付与する必要がある。

御意見をいただいた事務を実施するために必要な統合端末の操作権限は、現在、民間事業者への委託を可能としている「個人番号カード交付前設定」の操作権限とは異なり、全国の住民の本人確認情報が閲覧可能な「個人番号カード交付全般」「個人番号カード管理全般」の操作権限を使用する必要があるが、それらの権限を付与した統合端末の操作を民間事業者へ委託することは本人確認情報の漏洩の危険性が高まることから適当ではないと考えている。そのため、当該事務の民間委託を可能とするためには、当該事務が実施できるとともに本人確認情報の閲覧可能範囲が自市町村の住民に限定される新たな操作権限を設定する必要があるところ、統合端末の改修経費・期間が必要になることに加え、統合端末の操作権限追加に伴う事務の複雑化も懸念されることから、慎重な検討が必要と考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等は、作業者の意思決定を伴わない機械的な作業で、公権力の行使にあたらぬ事実行為である。なお、「個人番号カード交付全般」「個人番号カード管理全般」の操作権限においても、検索できるのは自団体に転入した者に限られている。

一方、本人確認情報の漏洩の危険を防止するため、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件とすることを合わせて提案している。

また、自治体が民間事業者と委託契約を結ぶ際、秘密の保持や個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることを義務付けることが一般的であるが、総務省としても地方公共団体に対し、委託契約のひな形や個人情報漏洩防止のためのマニュアルを示すなど、工夫の余地があるのではないかと見られる。

自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない中、令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるため、さらなる民間委託可能範囲の拡大を検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードの暗証番号は、知識認証として本人確認における重要な要素を構成しており、特に署名用電子証明書の暗証番号については、本人であることについて電子署名法上の推定効が働くなど、法律効果を発生させる基礎となる意義を有しているものであることから、その設定を守秘義務等の地方公務員法上の服務規律が課せられない民間事業者に委託することは慎重な検討が必要であると考えている。

返納されたマイナンバーカードの廃止は、原則市町村の責任の下で実施されるべきものであるが、市町村職員が選別した廃止すべきカードに係る廃止処理作業で事実行為に当たる作業は民間事業者に委託することは可能であり、市町村の適切な管理の下であれば、現在においても、カードの物理的な廃止処理作業については民間事業者が実施することは可能であると考えている。一方で、当該カードに係るカード管理システム上の運用状況を変更する統合端末の操作については「個人番号カード管理全般」の操作権限を使用する必要があるところ、この権限区分においては「本人確認情報検索」が使用可能であるため、全国の住民の本人確認情報が閲覧可能となり本人確認情報の漏えいの危険性が高まることから、守秘義務等の地方公務員法上の服務規律が課せられる公務員に付与されるべきものと考えている。このため、統合端末の改修に必要な期間や費用等を精査する必要があるが、ご提案を実現するための対応について検討を進めてまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】
(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）
(iv) 個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加

提案団体

宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。

具体的な支障事例

【現状】

介護保険料の特別徴収義務者(日本年金機構等の年金保険者)は、第一号被保険者の年金から保険料を天引きして市町村に納入している。

被保険者が当該市町村から転出後、特別徴収の中止が間に合わず、転出先の市町村に納入すべき保険料が転出前の市町村に納入された場合は、保険料額を遅滞なく被保険者に還付しなければならない。[介護保険法第139条第2項、地方税法第17条]

【支障】

被保険者の転出に伴い生じた過誤納保険料の還付のため、転出先の被保険者に過誤納金還付通知書を送達するが、さらなる転居や死亡している場合は宛先不明で返戻されることとなる。

宛先不明となった過誤納金還付通知書を正しく送達するため、転出した被保険者の居住地や生存確認を行う必要があるが、介護保険法上、こうした調査権が明記されていないため、転出先の市町村から回答をもらえない場合がある。

住民基本台帳ネットワークを利用できれば住所や生存確認が可能であるが、住民基本台帳法別表第二及び第四には、利用可能事務として保険料の徴収に関する事務は規定されているものの、還付に関する事務は規定されておらず、利用できない。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転出後に転居・再度転出した被保険者についても、正しい送達先へ過誤納金還付請求書の送達を行うことができるようになる。

また、転出後に死亡した被保険者について、転出前の市町村で過誤納金を相続人に還付すべきか年金保険者に還付すべきかを判断できるようになる。

根拠法令等

介護保険法第139条第2項

住民基本台帳法別表第二、第四

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、山形市、ひたちなか市、練馬区、八王子市、三鷹市、川崎市、相模原市、長野県、関市、名古屋市、半田市、小牧市、草津市、寝屋川市、羽曳野市、松山市、宇和島市、佐世保市、大村市、熊本市、荒尾市、宮崎市

○被保険者の転出に伴い生じた還付金（特別徴収分）について、本人が死亡していた場合、還付通知書を相続人が受領し、請求した場合には還付を行う場合がある。一方で、年金保険者より本人死亡による返還請求が来たことにより、相続人に還付できない保険料であったことが後から判明するケースがある。

○被保険者が死亡の場合、過誤納金を被保険者に還付するか年金保険者に還付するかの対応となるが、転出者は生存確認が取れないため、転出先等に照会をする必要がある。確認に時間を要したり、回答をもらえない場合があり、被保険者に対して迅速に還付が行えない。保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。

○被保険者の転出により生じた過誤納保険料の還付について、転出先に通知書を送付するも、転出後の転居等により返戻されることがあり、転出先へ住基確認等の照会を行う必要がある。当該照会について、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務とすることにより事務負担の軽減が図れるとともに、通知書を正しい送達先へ送達できるようになる。

○被保険者が転出先で死亡していたことを把握できず、本来年金保険者へ還付すべき過誤納金を、誤って被保険者（※）へ還付してしまった。※この事例では、転出先で過誤納金還付請求書を受け取った相続人等が、被保険者本人の名前で、被保険者本人の口座へ還付金を振り込むよう請求書を記入し、当市へ返送した。

○当市では、転出先へ送付した過誤納付金還付通知書がさらなる転出・転居等により返戻になった場合は、生活保護の情報や、他課での送付先住所等の調査は行っているが、送付先が分からず公示送達を行った事例が過去に数件ある。

○同様に、転出後の死亡日確認には苦慮しているため、住民基本台帳ネットワークの利用可能となることで、正確かつ速やかに還付することができる。

各府省からの第1次回答

介護保険料の還付事務において、住民基本台帳ネットワークを利用する場合の法令上の整理や実務的な課題等について、関係省庁と連携して検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案団体及びその他の自治体において、過誤納金還付通知書の送達ができない事例が多数発生しているため、住民基本台帳ネットワークを利用する場合の法令上の整理や実務的な課題等について、速やかに検討されたい。

また、住民基本台帳ネットワークの利用が実現するまでの間、厚生労働省としても市町村間で過誤納金還付に係る住所変更や被保険者の生存の確認照会ができるよう必要な通知を行うなど、介護保険料の還付事務の円滑な実施に配慮されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

介護保険料の還付事務については、現行法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知等を行うこととしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(10)住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123)

介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。

(関係府省:厚生労働省)

[措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

【現状】

県営住宅の明渡し請求後に明渡し義務を履行しないことに基づく許可取消後家賃相当額(損害賠償金)は、公金の取扱いを認められた金融機関でのみ収納可能であり、その他の私人(債権回収会社等やコンビニエンスストア等)に収納事務を委託することはできない。

令和2年3月24日付け国土交通省通知により、損害賠償金の徴収事務のうち、私人委託が可能な範囲が示されたが、納付書の作成・送付等の事実行為又は補助行為に止まり、その収納事務を私人に委託することは依然として認められていない。

当県では、自動車税のコンビニ収納を平成18年に導入しているが、現在の納付実績が45%であり、幅広く活用されている。

なお、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、総務省において、「①地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることについて、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、②同結論を待たず、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(地方自治法施行令第158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

【支障】

県営住宅を退去した滞納者の8割程度は、家賃と損害賠償金の両方を滞納しており、家賃の収納(集金代行)は、地方自治法施行令の規定により私人委託が可能であるため、債権回収会社及び弁護士に委託し、債権回収会社等の口座への銀行振込やコンビニ収納により債権回収の効率化を図っている。

一方、損害賠償金の収納は、公金の取扱いを認められた指定金融機関に限られるため、県が金融機関用の納付書を発行して債務者に送付している。

現在、県で管理している債権のうち、滞納家賃の支払いを終え、損害賠償金の納付が滞っている総額は約3千万円となっている。その原因を調査したところ、日中は就労しているため取扱時間内に金融機関に行けないという理由が大半となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

損害賠償金についても、取扱時間に制約のないコンビニでの収納など、収納事務を私人に委託することで、支

払先の選択肢が拡大され、債務者の利便性が向上するとともに、県の債権回収業務を効率化することができる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条
地方自治法施行令第 158 条
公営住宅法第 29 条、第 32 条
公営住宅法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、長野県、名古屋市、豊田市、防府市、山陽小野田市、高松市、熊本市、大分県

○当市では、市営住宅等を退去した滞納者の住宅使用料の収納事務を弁護士に委託しており、収納実績を挙げている。しかしながら、弁償金（損害賠償金）の収納ができないため、住宅使用料から損害賠償金に変更となる時点で収納が途絶えてしまう場合があり、収納機会の逸失や文書や電話での催告を改めて行うなどの事務負担が生じている。

○家賃の収納事務委託に関しては、当市でも検討しているが、仮に委託した場合に損害賠償金を別途委託せずに徴収することは効果が限定的となってしまう。

○当市では退去者の滞納家賃の回収について、弁護士に委託し回収に努めているが、損害賠償金の回収については、限られた職員で請求、督促、交渉及び収納を行っている。損害賠償金の収納事務において、委託可能な事務が請求書や督促状の送付などの補助的作業にとどまるため、滞納家賃の回収において活用できる個人のノウハウが生かされず、債権回収業務が非効率のままである。

○住宅使用料はコンビニ収納できるが、使用損害金等はコンビニ収納ができない。支払う側からしても異なる場所での支払いが必要となり、コンビニでの収納が可能となれば、生活スタイルに合わせた納付の機会の増加が見込まれ利便性及び収納率が上がるが見込まれる。

各府省からの第 1 次回答

公営住宅の明渡請求等に伴う損害賠償金の収納事務については、その対象となる事務の範囲を含め、私人への委託を可能とできないか検討を行ってまいりたい。

なお、当該検討に当たっては、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について」（令和2年 12 月 18 日閣議決定）において、総務省において私人の公金取扱いの制限の見直しを検討することとされていることを踏まえ、関係府省間で適切な連携を図ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

損害賠償金の私人への収納事務の委託について、総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等で確実に検討され、私人への収納事務の委託が可能となるよう、国土交通省からも積極的に働きかけるなど、関係府省間で連携していただき、制度改正を実現していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

第一次回答のとおり、公営住宅の明渡請求等に伴う損害賠償金の収納事務については、総務省における私人

の公金取扱いの制限の見直しについての検討内容も踏まえ、関係府省間で連携を図りつつ、私人への委託を可能とできないか引き続き検討を行ってまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

(ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方自治法の改正による財産区の廃置分合・区域変更に係る要件の緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 294 条において、財産区が成立するのは、従前から財産等を有する場合又は市町村等の廃置分合若しくは区域変更の場合と定められているものを、廃置分合・区域変更に限る部分を改正し、既存の財産区が合併できるようにする。

具体的な支障事例

平成 17 年度に市町村合併した旧町には 13 の財産区があり、地区内に存する 13 の自治区(町内会、自治会などに相当する地縁団体の当市における呼称)と区域を同一としているため、財産区住民と自治区民はニアリーイコールの状態となっている。当該地区は、当市の最北東部の中山間地域に位置しており、財産区財産はほぼすべてが山林で、その管理は、財産区民(自治区民)の”お役”により、下草狩りや林道の補修等が行われて、財産(森林)の運営・管理によって生じた収入は、住民の福祉向上に資する事業に活用されてきた。しかしながら、山間地域の過疎化は着実に進展しており、平成 17 年の市町村合併時に 3,154 人であった人口は令和2年には 2,205 人に、高齢化率は 16%上昇し、49%になっている。このような状況下においても財産区の財産は、地域住民が守っていかなければならない。なお、地区の中心部に近い区などは区民の平均年齢が低かったり、ダムなど大規模な施設の用地を貸し付けている区は同様の施設を有しない区の数十倍の収入があったりと、13 の財産区の状況(人口・年齢構成、財務状況等)は大きく異なっている。現在、進行する人口減少及び高齢化を食い止めるため、様々な定住促進策に取り組むと同時に、従来の自治区を再編し統合等を行い、住民自治機能の維持増進を目指す方策の検討を住民が主体となって進めている。自治区の再編及び合併は、構成員たる住民の合意で実施することができるが、財産区は地方自治法の規定により合併することができないため、自治区合併したとしても、新自治区内に複数の財産区が存在することになり、活用できる財産区財産(現金収入)の規模に差異が生じ、住民間で不公平感を抱いてしまうことの危惧が自治区合併に関する調整を困難なものにしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

財産区の合併の要件を緩和することにより、市町村が自治区の再編・合併を推進する上での調整を円滑に進めることができる。

また、複数自治区の合併と同時に財産区も合併することで、財産区財産の運営管理を基礎とした住民自治の強化(区民が”お役”として共同で財産区財産の維持管理を行い、当該財産から生じた収入を活用して住民の福祉向上に資する事業を実施する”共助”の仕組みを強化することで、住民が地域の運営に参画する機会の増加と意識の向上を図ること)を図ることが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 294 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県

—

各府省からの第1次回答

財産区は、①市町村及び特別区の一部で、従前から財産を有し又は公の施設を設けているもの、②市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合における財産処分の協議に基づき市町村及び特別区の一部が財産を有し又は公の施設を設けるものとなるものについて、その財産又は公の施設の管理、処分を行うことについて、法人格を認めている制度である。

廃置分合及び境界変更の場合における財産区の設置は、関係市町村間に基本財産等の所有の状態に著しい不均衡があり、これを統合して新市町村に帰属させようとするのが適当でなく、特別に関係住民にその管理及び処分をさせる必要がある場合の措置として認めているものであり、制度趣旨を踏まえると、財産区が合併することは想定していないところである。

なお、財産区の財産を譲渡等し、地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体が管理することは現行制度上可能であるが、認可地縁団体への譲渡等ではなく、財産区の合併でなければ対応できない、具体の支障事例についてご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認可地縁団体への財産譲渡では、公共性のある使用方法が担保できず、財産が私的に活用されることが懸念される。よって、適正な財産管理体制を維持継続するために財産区の合併を可能にできるよう地方自治法の改正を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見、具体の支障事例を勧案の上、引き続き検討されたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、財産区は、市町村合併の際に旧市町村の財産について、これを統合して新市町村に帰属させようとするのが適当でなく、特別に関係住民にその管理及び処分をさせる必要がある場合の措置として認められている制度であり、財産区の合併はその制度趣旨に反するものとして適当ではない。財産区の財産を、旧来の住民の範囲を超えた自治会等の共有財産として活用したいということであれば、例えば、地域的な共同活動をしやすくするという目的の下で設けられた認可地縁団体への譲渡等による対応が可能であると考え。なお、認可地縁団体制度は、自治会、町内会等の地縁による団体が法人格を取得することにより、法人として財産を管理できるとともに、地方自治法や団体の規約に基づき、総会による意思決定や財産目録の作成などを通じて、民主的で適正な運営の確保が図られるものとなっている。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。

具体的な支障事例

地方税法第9条における相続による納税義務の承継において、相続人を調査する際に、住民票(除票)のある市町村(A市)に住民票を請求し、本籍地があることを確認してから再度本籍地のある市町村(B市)に戸籍請求を行っているため、公用請求が2回必要となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報を取得できるようになることで、他市町村への住民票照会をすることなく、戸籍の照会が可能となり、1回の公用請求で相続人を把握できる可能性がある。また、市町村による相続人の把握が円滑かつ迅速に実施されることで、国土交通省が進めている、所有者不明土地の解消についても調査期間を削減できるほか、市民にとっても、遺産分割協議等を円滑に進められるメリットがある。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、前橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、津市、京都市、枚方市、八尾市、山陽小野田市、高知県、中津市、宮崎市

○具体的な支障事例のように公用請求が2回必要となり手間である。住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報が取得可能になればこの手間も軽減されると思う。

○本市においても住民票を照会後に本籍調査を行っており、住民基本台帳ネットワークシステムから本籍情報が取得できれば、これまでの2回の調査が1回に軽減され、事務の効率化につながると思う。

○相続人を判明させるまでには時間がかかっており、本籍地情報の取得が可能になれば、事務効率化に繋がるため提案内容に賛同する。

○本籍地が市町村合併などにより現在の市町村名と異なった地名になっている場合、どこの自治体に公用請求を送付すべきか確かめる必要がある。送付先自治体を誤った場合、照会文書が行き来する時間と郵便にかか

るコストが無駄になるため、ネットワークシステムで閲覧出来れば、照会先自治体を誤っていたとしてもすぐに正しい本籍地を確認することが出来る。古い地名を調べる際、市町村のホームページ等に情報が無い場合もあるため照会文書の送付先自治体を誤ることは起こりうると考えられる。

○当市においても、相続人調査の際に公用請求を2回行うことは、相続人の早期把握の支障となっている。住民基本台帳ネットワーク上で本籍地情報が取得可能となることで、相続人の把握が円滑かつ迅速に実施され、早期の賦課徴収に寄与することができる。また、照会元・照会先双方にとって事務作業を軽減できる利点がある。

○相続人調査の際に、転居時などに転籍も行っている被相続人もおり、相続人調査完了まで繰り返しの公用請求が必要な事例が存在する。住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目が増えればそのような際の省力化にも繋がる可能性がある。

各府省からの第1次回答

【総務省】

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)によって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報、住民票コード及び個人番号並びにこれらの変更情報に限定されており、「戸籍の情報」を追加することについては、住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする。

【法務省】

住民の居住関係を公証し、住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳制度と、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する戸籍制度とでは、制度上の仕組みや対象が異なっており、一方の制度のネットワークに、もう一方の制度に関する情報を流通させることは適切ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムに「戸籍の情報」を追加することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の提案は、住基ネットの本人確認情報に「戸籍の表示」を加え、住基ネット端末から当該情報を取得できるようにすることにより、住民票除票の公用請求事務をデジタル化し、事務の効率化を図ることを目的としている。第1次回答において、「住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする」とされているが、本提案は国が進めているデジタル・ガバメントの推進にも大きく寄与する内容であり、また、

・住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日 第一小法廷判決)において、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、(略)人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、(略)個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報は、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において、管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。」とされていること。

・「戸籍の表示」についても、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において、管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものであり、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報であるとは言い難いことから、住基ネットの本人確認情報に「戸籍の表示」を加えられない合理的な理由が見い出せないこと。

も踏まえ、スピード感のある検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【京都市】

措置を求めている「戸籍の情報」とは、相続人調査等のため、戸籍を請求する際に必要な情報である「本籍地情報」のみであることから以下のとおり反論する。

(総務省)

国が中心となって行政手続きのデジタル化を進めていく必要があるなか、郵送による照会を前提した手続きを改善するために、最低限の見直しを求めるものであり、速やか検討をお願いしたい。

(法務省)

住民基本台帳法第7条に基づく「戸籍の表示」に「本籍地情報」が含まれることから、戸籍制度の情報を流通させるものではなく、住民基本台帳制度の情報を閲覧できるよう追加するものであり、困難ではないと考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○住民基本台帳法に基づく住民票において、現在本籍地が記載されていることを踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報に「戸籍の情報」を追加すべきではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

全国共通の本人確認ができる仕組みとして構築された住基ネットにおいては、個人情報保護の観点から、住民基本台帳に含まれる情報のうち本人確認のために必要となる情報に限定して管理、利用等しているところであり、ご提案の「戸籍の情報」の追加については、住基ネット関連訴訟の最高裁判決（平成20年3月6日）の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする。

【法務省】

当省の見解は第1次回答のとおりであるが、加えて、最近でも、他人の戸籍証明書等を不正に取得する事件や戸籍情報を不正に閲覧する事件が発生しているところ、戸籍情報の取扱いについては、慎重に検討されるべきものとする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加

提案団体

高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。

具体的な支障事例

地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。

土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいないか確認を取っている。

しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでにさらに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当県内の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。

一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。

令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求める所有者の住所を確認できるようになったものの、

- ・課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。
- ・林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。
- ・固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作る)必要がある。

等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所有者が婚姻や転籍により除籍されている場合、除籍謄本に記載された氏名、性別、生年月日をもとに住基ネットを活用することによって、本人の生存状況及び現住所を即時に確認できるため、公用請求に係る事務を大幅に削減することができ、行政の合理化に資する。(請求側、請求を受ける側双方の事務負担を削減できる)

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、高崎市、平塚市、長野県、中野市、佐久市、豊田市、草津市、京都府、長岡京市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、奈良県、広島市、山口県、松山市、今治市、宇和島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

- 地籍調査による所有者等の探索については、令和2年度の改正で、国土調査に必要な限度で、土地所有者その他に関する固定資産課税台帳等の所有者等関係情報を、内部及び関係する地方公共団体間で利用、提供することが出来ることになり、所有者の追跡調査の円滑化が図られたが、所有者不明土地等の追跡調査対象数は多く、更なる円滑化が必要。現在、所有者等関係情報は、依頼文書を作成し、郵便等で公用請求している状況で、情報の利用者、提供者双方の担当職員の手間となっているが、住民基本台帳を利用することにより、職員負担の軽減及び調査期間の短縮が可能となり、円滑な調査推進が図られる。
- 当団体においても、土地所有者の所在や相続関係人の確認等にかかる追跡調査（戸籍・住民票等）に多大な時間と労力を必要とし、令和2年度の実績で6ヶ月間を要した事例もあった。このような状況の中、実施主体（市町村等）における追跡調査の軽減、さらに円滑かつ迅速な調査の実施を図るため、今回の提案内容は必要。
- 令和2年度に軽微な事業計画の変更を4回行っており事務の負担増となった。
- 当市においても一地区 200～300 人の公用請求を行っている。公用請求に係る事務を大幅に削減することができると考えられるので、住基ネットの活用を求める。
- 農地や山林では相続登記未了のケースが存在し、現状の継承者にたどり着くため、戸籍調査を行う必要があり、所有者が死亡してから年数の経過が長いほど、継承者が対象地から広範囲に点在し、調査が難航するケースがある。住基ネットの利用により、戸籍調査の一定部分が省略出来ることから、現地立会までの経過時間が短縮され、調査の効率化が期待出来ると思う。
- 記載の支障事例に加え、現在、所有者や相続者を特定する業務は補助対象事業とならないため、単独市費で行っており、財政の面でも大きな負担となっている。
- 当県においても土地の所有者の探索に多大な時間を要していることから、事務の効率化を図るため、住基ネットの活用により行政の合理化が期待できる。
- 住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると思う。
- 当市においても、他自治体へ公用請求による土地名義人（相続人）の戸籍等での住所・生存確認について、多大な期間と人員を費やしている。この確認作業は、地籍調査事業における当市職員の業務に占める割合が高い。法改正により住基ネットの活用ができれば、公用請求に係る事務を大幅に削減でき、より一層の事業推進に期待できる。
- 地籍調査の立会のため、地権者を確認する際に、登記簿の住所が市外の方は各市町村へ戸籍の公用請求をし、生存確認や現住所を確認している。しかし、登記簿の地権者が亡くなっていた場合、相続人の住所確認、市外であれば公用請求をする等、相続人の確認にとっても時間がかかる。

各府省からの第1次回答

地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改革の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合

(関係府省:国土交通省)